

県立高等学校特別教室空調設備貸借事業

事業契約書（案）

令和5年5月31日

群馬県教育委員会

前 文

群馬県教育委員会（以下「甲」という。）は、県立高等学校の特別教室における空調設備の新設及び維持管理を行うことにより、夏季及び冬季の室温を快適に保ち、生徒に望ましい学習環境を提供することを目的とし、さらに事業実施にあたっては、民間の技術的能力等を最大限に活用して短期間に整備することで学校間の公平性を確保するほか、維持管理を含めた効率的な運用でコスト縮減を図ることを目的として県立高等学校特別教室空調設備賃貸借事業（以下「本事業」という。）を実施することとした。

甲は、県立高等学校 54 校の対象室への空調設備の設計、施工、維持管理等の業務の実施に当たり、民間企業の設計能力、施工能力、維持管理能力等を最大限に活用し、また、設計、施工、維持管理等を一括して業務を委託又は請け負わせることにより、民間企業の創意工夫を求め、コストの適切な管理を目指すため、公募型プロポーザル方式により、本事業についての公募説明書等（第 1 条第 9 号に定義されたとおり）に従って審査を行い、最も優れた提案を行った【 】株式会社（以下「【 】」という。）、【 】株式会社（以下「【 】」という。）、【 】株式会社（以下「【 】」という。）、【 】株式会社（以下「【 】」という。）で構成されるグループ（以下「乙」という。）を優先交渉者として選定し、乙は、公募説明書等に従い、本事業を実施するため、令和 5 年【 】月【 】日に甲と基本協定を締結した。甲と乙は、本事業の実施に関して以下の各条項記載のとおり合意した。

- 1 事業名 県立高等学校特別教室空調設備賃貸借事業（●●地域）
- 2 履行場所 別紙 1 「本事業の対象校一覧」記載の高等学校●校の特別教室等
- 3 履行期間 自 令和 5 年 月 日（契約締結日）
至 令和 19 年 3 月 31 日
- 4 契約金額 総支払額 金【 】円
（うち消費税及び地方消費税相当額 金【 】円）
ただし、本契約書の定めるところに従って金額の改定（増額又は減額）がなされた場合には、当該改定（増額又は減額）がなされた金額とする。また、総支払額等の内訳については、別紙 9 に示すとおりとする。

5 契約保証金 第 42 条に記載のとおり

6 支払条件 本契約書に記載のとおり

本事業について、甲と乙とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって事業契約を締結して、信義に従って誠実にこれを履行し、前文に規定する本事業の目的達成のため、相互に努力しなければならない。

また、乙は、構成員（第 1 条第 33 号に定義されたとおり）が各自担当する業務が円滑に履行されるようにこれらの者と相互に努力・協力する。

この契約締結の証として本書【 】通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が 1 通、乙の構成員が各 1 通を保有する。

【 】年【 】月【 】日

甲 群馬県教育委員会
教育長 平田 郁美

乙

代表企業
【 】株式会社
代表取締役 【 】

構成員
【 】株式会社
代表取締役 【 】

構成員
【 】株式会社
代表取締役 【 】

構成員
【 】株式会社
代表取締役 【 】

目 次

第1章 用語の定義	1
第1条（定義）	1
第2章 総則	4
第2条（目的）	4
第3条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重、協力義務）	4
第4条（本事業の概要）	4
第5条（本事業遂行の指針）	4
第6条（事業実施場所）	5
第7条（契約期間）	5
第8条（事業日程）	5
第9条（乙の資金調達）	5
第10条（乙が第三者に与えた損害）	5
第11条（暴力団等の排除措置）	6
第3章 整備対象設備の設計	7
第1節 事前調査	7
第12条（事前調査）	7
第13条（事前調査に関する第三者の使用）	7
第14条（事前調査責任）	8
第2節 設計業務	8
第15条（整備対象設備の設計）	8
第16条（進捗状況の報告）	8
第17条（整備対象設備の設計業務に関する第三者の使用）	9
第18条（設計に関する第三者の使用責任）	9
第19条（設計の完了）	9
第20条（甲の請求による設計の変更）	10
第21条（乙の請求による設計の変更）	10
第4章 整備対象設備工事の施工	11
第1節 総則	11
第22条（整備対象設備工事の施工に関する基本方針）	11
第23条（整備対象設備工事の施工）	11
第24条（整備対象設備工事の施工に関する許認可及び届出等）	12
第25条（完工検査）	12

第26条（工事監理等）	12
第27条（事業実施場所の管理等）	13
第28条（整備対象設備工事の施工及び工事監理に関する第三者の使用）	13
第29条（施工及び工事監理責任）	13
第30条（整備対象設備の施工に伴う近隣対策等）	14
第31条（廃棄物の処理及び既存設備の撤去等）	14
第32条（アスベストの処理等）	15
第2節 甲による確認	15
第33条（甲による説明要求及び事業実施場所立会い等）	15
第34条（中間確認）	16
第3節 完成確認	16
第35条（整備対象設備の完成確認）	16
第4節 工期等の変更等	17
第36条（工期等の変更）	17
第37条（工期又は供用開始時期の延長変更又は遅延による費用等の負担及び違約金）	17
第38条（工事の一時中止）	18
第39条（危険負担等）	19
第40条（整備対象設備の契約不適合責任）	19
第41条（工事による契約不適合責任）	19
第5節 履行保証保険等	20
第42条（履行保証保険等）	20
第5章 整備対象設備の供用開始及び所有権の移転等	20
第1節 操作マニュアルの作成	20
第43条（操作マニュアルの作成）	21
第2節 操作方法の説明の実施	21
第44条（操作方法の説明の実施）	21
第3節 整備対象設備の供用開始及び所有権の移転	21
第45条（整備対象設備の供用開始）	21
第46条（整備対象設備の所有権の移転）	21
第6章 整備対象設備及び点検対象設備の維持管理	22
第1節 総則	22
第47条（整備対象設備及び点検対象設備の維持管理に関する基本方針）	22
第48条（整備対象設備及び点検対象設備の維持管理業務）	22

第49条（年度業務計画書の提出）	23
第50条（報告書等の作成）	23
第51条（整備対象設備及び点検対象設備の維持管理業務に関する第三者の使用）	23
第52条（維持管理責任）	23
第2節 整備対象設備の修繕及び代替品の調達	24
第53条（整備対象設備の修繕及び代替品の調達）	24
第3節 整備対象設備の使用に関する支援等	24
第54条（整備対象設備の取扱方法、操作方法等についての支援）	24
第55条（整備対象設備の効率的な使用のための支援）	24
第56条（整備対象設備の取扱等の変更時における支援）	24
第7章 学校の再編整備等に伴う整備対象設備の移設等業務	25
第57条（学校の再編整備等に伴う整備対象設備の移設等業務）	25
第58条（移設等に要する費用の負担）	25
第59条（移設等に伴う対価の見直し）	25
第60条（整備対象設備の移設等に関する第三者の使用）	25
第61条（移設等責任）	26
第8章 対価の支払	26
第62条（設計・施工等のサービス対価の支払）	26
第63条（維持管理のサービス対価の支払）	26
第64条（設計・施工等のサービス対価の改定）	26
第65条（維持管理のサービス対価の改定）	26
第66条（対価の支払方法）	26
第67条（対価の返還）	27
第9章 契約の終了等	27
第68条（甲による契約解除）	27
第69条（独占禁止法違反等を理由とする甲による契約解除）	30
第70条（乙による契約解除）	33
第71条（学校の再編整備等に伴う一部解除）	36
第72条（任意解除権の留保）	37
第73条（不可抗力事由に基づく解除）	37
第74条（本事業に関係する直接法令改正等が行われた場合等の解除）	38
第75条（整備対象設備の本件契約終了時の状態）	38
第10章 不可抗力事由又は法令改正等による契約内容の変更等	39

第76条（不可抗力事由による契約内容の変更等）	39
第77条（法令改正等による契約内容の変更等）	39
第78条（不可抗力事由による追加費用又は損害の負担）	40
第79条（法令改正等による追加費用又は損害の負担）	40
第80条（事由の複合による追加費用又は損害の負担）	40
第1章 その他	41
第81条（関連工事との調整）	41
第82条（協議等）	41
第83条（公租公課の負担）	41
第84条（契約上の地位等の譲渡）	41
第85条（秘密保持）	41
第86条（著作権等）	42
第87条（特許権等）	43
第88条（付保すべき保険等）	43
第89条（融資機関との協議）	44
第90条（遅延損害金）	44
第12章 雑則	44
第91条（請求、通知等の様式等）	44
第92条（準拠法）	44
第93条（管轄裁判所）	44
第94条（定めのない事項等）	44
別紙1 本事業の対象校一覧	46
別紙2 日程表	47
別紙3 各種共通仕様書等	48
別紙4 提出書類	50
別紙5 維持管理業務の内容	55
別紙6 年度業務計画書	56
別紙7 半期報告書	57
別紙8 年度業務報告書	58
別紙9 支払金額等	59
別紙10 サービス対価の支払方法	61
別紙11 設計・施工等のサービス対価の改定方法	63
別紙12 維持管理のサービス対価の改定方法	65

本事業に関して、甲及び乙の間で、以下のとおり賃貸借事業に係る契約（以下「本件契約」という。）を締結する。

第1章 用語の定義

（定義）

第1条 本件契約において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 別紙1に記載する整備対象校を個別に又は総称して、いう。
- (2) 事業実施場所 別紙1に記載する学校の特別教室等、室外の機器設置場所、及びその他本事業を実施するに当たって必要となる場所をいう。
- (3) 空調設備 空調機器設備、配管設備、自動制御設備、換気設備、ダクト設備及びその他の設備等をいう。
- (4) 整備対象設備 空調設備のうち、本事業において新設及び改造等により設置される設備であって、事業期間をとおして維持管理業務の対象となる設備をいう。
- (5) 公募説明書 本事業に関し、令和5年5月19日に公表された県立高等学校特別教室空調設備賃貸借事業公募説明書（公表後の変更を含む。）をいう。
- (6) 要求水準書 本事業に関し、令和5年5月19日に公表された県立高等学校特別教室空調設備賃貸借事業要求水準書（公表後の変更を含む。）をいう。
- (7) 要求水準 要求水準書に記載された本事業の遂行に当たって、乙が満たすべき最低水準をいう。
- (8) 公募説明書等 県立高等学校特別教室空調設備賃貸借事業公募説明書、県立高等学校特別教室空調設備賃貸借事業要求水準書、県立高等学校特別教室空調設備賃貸借事業優先交渉者決定基準、県立高等学校特別教室空調設備賃貸借事業基本協定書（案）、県立高等学校特別教室空調設備賃貸借事業事業契約書（案）、県立高等学校特別教室空調設備賃貸借事業様式集、その他公募に際して甲が公表する（公表後の変更分を含む）資料一式をいう。
- (9) 公募説明書等に関する質問への回答 公募説明書等に関して提出された質問書を基に甲が作成し、公表された回答書をいう。
- (10) 提案書 優先交渉者が公募説明書等に基づき提出した一切の書類をいう。
- (11) 提案水準 要求水準をすべて満たす提案書において提案された内容及び水準をいう。
- (12) 各種共通仕様書等 別紙3に記載する仕様書等をいう。

- (13) 事業指針 本件契約、公募説明書等、公募説明書等に関する質問への回答及び提案書をいう。
- (14) 設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準 公募説明書等、公募説明書等に関する質問への回答、提案書、各種共通仕様書等及び設計図書に記載の設計、施工及び工事監理業務に係る内容及び水準をいう。
- (15) 維持管理業務計画書等 業務の内容、業務実施体制、業務実施の手順、各手順の内容・実施基準、業務実施結果の記録方法、甲への報告内容・連絡方法、業務の内容・体制・手順等の見直し・改善の方法・手順、その他維持管理業務の実施に必要となる事項を定めるために事業指針に基づき作成される年度業務計画書、月間計画書、手順書、基準表、記録、点検表、帳票等の文書をいう。
- (16) 維持管理業務に係る業務水準 第 49 条に規定する年度業務計画書、公募説明書等、公募説明書等に関する質問への回答、提案書及び維持管理業務計画書等に記載の維持管理業務に係る内容及び水準をいう。
- (17) 所有権移転業務に係る業務水準 公募説明書等、公募説明書等に関する質問への回答、提案書及び各種共通仕様書等に記載の所有権移転業務に係る内容及び水準をいう。
- (18) 移設等 契約期間中に学校の再編整備、移転、改修工事、設備工事等により必要となる整備対象設備の移設、増設、廃棄等をいう。
- (19) 移設等業務に係る業務水準 公募説明書等、公募説明書等に関する質問への回答、提案書及び各種共通仕様書等に記載の移設等業務に係る内容及び水準をいう。
- (20) 業務水準 設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準、維持管理業務に係る業務水準、所有権移転業務に係る業務水準及び移設等業務に係る業務水準をあわせていう。
- (21) 不可抗力事由 提案時において、想定し得ないような、暴風、豪雨、洪水、台風、地震、地滑り、落盤、落雷、大雪、火災、不慮の事故、ストライキ、ロックアウト、暴動、伝染病、内乱、革命、戦争、爆発、外部電源からの長期の電力供給停止等の自然災害又は人為的な事象であって、甲又は乙の合理的な制御が不能なあらゆる事由をいう。
- (22) 本事業に直接関係する法令 特に本事業と類似のサービスを提供する空調設備の設置、維持管理等に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令であって、本事業に直接関係する新税の制定並びに消費税率及び地方消費税率の変更も含まれるが、これに該当しない法人税その他の税制の変更及

び乙に対して一般に適用される法律の変更は含まれない。

- (23) 完成確認 甲が乙から整備対象設備の供用を開始する前に、第 36 条に基づき整備対象設備が設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準を満たした状態にあることを確認することをいう。
- (24) 甲の休日 群馬県の休日に関する条例で定める日をいう。
- (25) 対象室 本件契約に基づき整備対象設備が新規設置される特別教室等をいう。
- (26) 空調稼働時間 対象室において整備対象設備が運転状態にある時間をいう。
- (27) 構成員 優先交渉者を構成する構成員を個別に、又は総称していう。
- (28) 設計・施工等のサービス対価 本件契約に規定する整備対象設備の設計、施工、工事監理及びこれらに付随する業務の対価（消費税、地方消費税及を含む。）をいう（設備整備費相当額）。
- (29) 維持管理のサービス対価 本件契約に規定する整備対象設備及び点検対象設備の維持管理業務、緊急時対応業務、整備対象設備の運用に係るデータの計測・記録業務、整備対象設備の運用に係るアドバイス業務並びにこれらに付随する業務の対価（消費税及び地方消費税を含む。）をいう（維持管理費相当額）。
- (30) 財務書類 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和 32 年大蔵省令第 12 号）第 1 条において、公認会計士の監査を受けなければならないとされている書類及びそれらに対する公認会計士の監査報告書をいう。
- (31) 融資機関 本事業に関して乙に融資する銀行、信託銀行、保険会社、証券会社等の金融機関、その他乙に融資するすべての企業をいう。
- (32) 本件契約上の秘密 甲及び乙が本件契約上の義務の履行又は本件契約上の権利の行使に際して知り得た情報で、一般に公開されていないものをいう。ただし、本件契約締結前に既に、自ら保有していたもの及び公知であったもの並びに本件契約に関して知った後、自らの責めによらずして公知になったもの及び正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなく取得したものを除く。
- (33) 事業年度 各年の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。
- (34) 上期 各年の 4 月 1 日から 9 月 30 日までをいう。
- (35) 下期 各年の 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。
- (36) 暴力団 群馬県暴力団排除条例（以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。
- (37) 暴力団員 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。

(38) 暴力団等 暴力団、暴排条例第2条第3号に規定する者をいう。

第2章 総則

(目的)

第2条 本件契約は、甲及び乙が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重、協力義務)

第3条 乙は、本事業が、学校の対象室を対象として行われる事業であって、高度の公共性を有すること及び甲が学校の対象室の管理者の立場にあることを十分理解し、本事業の実施に当たり、その趣旨を尊重する。

- 2 甲は、本事業が、民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重する。
- 3 乙は、甲が本事業に関し、起債、補助金又は交付金を申請する場合又は許認可等の取得又は届出等を行う場合は、当該手続に必要な資料の提出、技術的協力及び書類作成業務その他甲が必要とする事項について、乙の費用負担にて、協力する。

(本事業の概要)

第4条 本事業は、甲乙間の賃貸借により整備対象設備の供用を行う。本事業は整備対象設備工事の施工に当たって事業実施場所についての事前調査、整備対象設備の設計、施工、工事監理、維持管理、所有権移転及び移設等業務並びにこれらに付随し関連する一切の業務により構成される。整備対象設備の所有権は契約期間満了時に甲に移転する。

(本事業遂行の指針)

第5条 甲及び乙は、本事業を、事業指針に従って遂行しなければならない。

- 2 乙は、本件契約と前項記載のその他の文書との間に内容の相違がある場合は本件契約の内容を優先する。
- 3 本件契約に記載のない事項についてその他の書類相互間に内容の相違がある場合には、以下の順に従って本事業を遂行する。
 - (1) 公募説明書等に関する質問への回答
 - (2) 公募説明書等

(3) 提案書

なお、同一順位の書類間に内容の相違がある場合には、甲の選択に従う。ただし、上記(3)の提案書間における内容に相違がある場合については、甲は事前に乙と協議した上で判断する。また、提案書の水準が上記(1)及び(2)に記載の水準を上回る部分については、提案書の記載が優先する。

- 4 乙は、本事業の遂行に当たっては、群馬県教育委員会入札参加資格審査委員会の意見及び甲の要望事項を可能な限り尊重する。

(事業実施場所)

第6条 本事業を実施する場所は、別紙1に記載する学校の対象室、室外の機器設置場所、及びその他本事業を実施するに当たって必要となる場所とする。

- 2 学校の再編整備等により、事業実施場所を変更する必要がある場合には、乙は、甲の指示に従い、事業実施場所を変更する。

(契約期間)

第7条 本件契約の期間は、契約日から令和19年3月31日までとする。

(事業日程)

第8条 本事業は、別紙2の日程表に従って実施する。

(乙の資金調達)

第9条 本事業について乙のなすべき義務の履行に関連する一切の費用は、本件契約において特に定めた場合を除き、すべて乙が負担し、また本事業に関する乙の資金調達は、すべて乙が自己の責任において行う。

- 2 乙は、本事業に関する資金調達に関して、国等の公的機関からの財政上及び金融上の支援（当該支援以外の乙の資金調達に支障を来たさない範囲のものをいう。以下同じ。）が適用される場合には、活用を検討する。
- 3 甲は、本事業を実施するに当たり、財政上又は金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、乙が当該支援を受けることができるよう努める。

(乙が第三者に与えた損害)

第10条 乙が本事業を行うにつき、第三者に損害を与えた場合、乙は、本件契約に基づき乙の負担すべき損害を、当該第三者に対して賠償しなければならない。

- 2 甲は、前項に規定する損害を第三者に賠償する場合、事前に乙に通知し、甲が

第三者に対する賠償を行ったときは、乙に対し、賠償した金額を求償することができる。乙は、甲からの請求を受けた場合には、速やかにその全額を支払わなければならない。

(暴力団等の排除措置)

第11条 甲は、構成員が次の各号のいずれにも該当しないことを確認するため、群馬県警察本部長（以下、本条において「本部長」という。）に対して照会を行うことができる。乙は、甲の求めに応じて、照会にあたって必要となる事項について情報を提供しなければならない。

- (1) 役員等（構成員の役員又はその支店若しくは常時工事請負又は業務委託等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下、本条において同じ）が暴力団員であること。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められること。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (6) 下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号ないし第5号のいずれかに該当等することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められること。

2 甲は、本部長からの前項各号の一に該当する旨の回答又は通報（以下、本条において「回答等」という。）を受けた場合、甲は、その回答等の内容について、群馬県において暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条の3第1項の規定により暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う機関若しくは団体に対し、当該情報を提供することができる。

3 構成員は、本事業に係る業務を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等にこれを行わせてはならず、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、直ちに、その旨を県に報告しなければならない。

4 構成員は、本事業に係る業務を第三者に行かせた場合において、当該第三者が

暴力団等であることが判明したときは、直ちに、その旨を県に報告し、当該第三者との契約を解除しなければならない。

- 5 構成員は、本事業の実施に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下、本項において「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに、その旨を県に報告するとともに群馬県警本部に届け出て、捜査に必要な協力を行わなければならない。本事業に係る業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。
- 6 甲は、構成員が、本事業に係る業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、構成員に対し、当該第三者との間で契約を締結しないよう、既に当該第三者と契約を締結している場合にあっては、当該契約を解除するよう求めることができる。
- 7 甲は、本条に基づき、構成員及び第三者その他関係者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

第3章 整備対象設備の設計

第1節 事前調査

（事前調査）

第12条 乙は、自己の責任及び費用において、構成員をして、本件契約締結後、整備対象設備の設計、事業実施場所への整備対象設備の施工、整備対象設備及び点検対象設備の維持管理及びその他本件契約に規定する業務の実施に必要な事前調査を行わなければならない。

- 2 乙は、前項の事前調査に当たっては、学校教育活動等に支障のないよう、その実施日程及び実施方法等について、甲及び学校と十分協議し、実施する。
- 3 乙が第1項の事前調査を行った結果、事業実施場所が整備対象設備の施工に支障を来す状態にある場合には、甲と乙は当該状態の除去修復の必要性や方法等について協議を行う。また、この場合に、乙が、別紙4「2」「(1)」に記載の施工計画書及び予定工程表記載の工期又は第46条に規定する供用開始時（以下「施工計画書記載の工期等」という。）を遵守できないことを理由として、甲に対し、工期の変更を請求したときは、甲と乙は協議により当該変更の可否を定め、協議が調わない場合には、第36条第3項の規定に従う。

（事前調査に関する第三者の使用）

第13条 乙は、前条の事前調査業務を行うに当たって、構成員が第三者を使用する場合、すべて乙の責任において行い、事前調査業務に関して乙が直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて乙の行為とみなす。

(事前調査責任)

第14条 乙が、第12条の規定により構成員によって実施した調査の不備、誤り等から発生する一切の責任は乙がこれを負担し、甲は当該不備、誤り等に起因して発生する一切の追加費用を負担しない。

2 前条の事前調査業務に関する第三者の使用はすべて乙の責任において行い、事前調査業務に関して乙又は構成員が直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて乙の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由として、乙が責任を負う。

3 公募説明書等に記載する図面、データ等は、あくまでも参考資料として提供されるものであり、甲は、これら資料の提供を理由として、本件契約に基づいて乙が行う業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

第2節 設計業務

(整備対象設備の設計)

第15条 乙は、本件契約の締結後速やかに、法令を遵守の上、事業指針に基づき、かつ前節に規定する事前調査の結果を踏まえ、各種共通仕様書等を遵守するとともに、甲との十分な協議をした上で、設計を行う。

2 乙は、設計業務の開始前に、別紙4「1」「(1)」に定める書類を甲に提出する。

3 乙は、既存の建物や設備機器、配管等への影響が極力少なくなるよう配慮して、第1項所定の設計を行うとともに、整備対象設備の設置場所については、甲と協議の上、甲の指示に従う。

4 乙は、本章に規定する整備対象設備の設計及びこれに付随して行う業務を実施するに当たっては、その時期及び実施方法等について、事前に甲及び学校と十分に協議し、学校教育活動等に支障がないよう留意しなければならない。

(進捗状況の報告)

第16条 乙は、甲に対し、各事業実施場所についての整備対象設備の設計の進捗状況に関して、定期的に報告しなければならない。

2 前項にかかわらず、甲は、整備対象設備の設計の進捗状況に関して、適宜、乙

に対して報告を求めることができる。

- 3 甲は、前2項の報告を理由として、整備対象設備の設計及び施工の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(整備対象設備の設計業務に関する第三者の使用)

第17条 乙は、整備対象設備の設計業務の一部に限って第三者に再委託することができ、ただし、業務の全部を第三者に再委託することはできない。

(設計に関する第三者の使用責任)

第18条 乙は、整備対象設備の設計に関する一切の責任（設計上の誤り及び乙の都合による設計変更から発生する追加費用の負担を含む。）を負担する。

- 2 前条の整備対象設備の設計業務に関する第三者の使用はすべて乙の責任において行うものとし、整備対象設備の設計業務に関して乙又は構成員が直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて乙の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由として、乙が責任を負う。

(設計の完了)

第19条 乙は、整備対象設備につき学校単位で設計を行い、これらを完了した場合には、その都度、甲に対し、速やかに別紙4「1」「(3)」に定める書類等を提出する。

- 2 甲は、別紙4「1」「(1)」及び「(3)」に定める書類等と事業指針との間に客観的な不一致があることが判明したときは、速やかに当該不一致を生じている設計箇所及びその内容を乙に対して通知し、修正を求めることができる。
- 3 乙が前項の規定による通知を受領した場合、乙は、自己の責任と費用において、速やかに当該不一致を是正し、是正結果を甲に報告し、甲は速やかにその結果を確認する。
- 4 前項に基づく是正に起因して、整備対象設備の施工の遅延が見込まれる場合の第46条に規定する整備対象設備の供用開始時の変更及びその変更による費用等の負担は、第36条第2項及び第37条を準用する。
- 5 甲は、第1項に規定する書類等を受領したこと、乙に対して第2項に規定する通知を行ったこと又は第3項の規定に従い確認を行ったことのいずれを理由としても、整備対象設備の設計及び施工の全部又は一部のいずれについても何らの責任を負担するものではない。

(甲の請求による設計の変更)

第20条 甲は、必要があると認めるときは、別紙4「1」「(3)」に定める書類等の完成前であると完成後であるとを問わず、乙に対して、第46条に規定する供用開始時の変更を伴わず、かつ事業指針の範囲を逸脱しない限度で、変更内容を記載した書面を交付して、整備対象設備の設計変更を求めることができる。この場合、乙は、当該変更の要否及び乙の本事業の実施に与える影響を検討し、甲に対して甲からの設計変更請求を受けてから速やかに、その検討結果を通知しなければならない。甲は、かかる乙の検討結果を踏まえて設計変更の要否を最終的に決定し、乙に通知する。

- 2 甲が、第46条に規定する供用開始時の変更を伴う設計変更又は事業指針の範囲を逸脱する設計変更の提案を行った場合、乙はその当否及び費用負担について甲との協議に応じ、協議が調った場合には、設計変更を合意して実施する。
- 3 第1項又は前項の規定に従い、甲の責めに帰すべき事由に基づき、乙が整備対象設備の設計変更を行った場合に、当該変更により乙に追加費用又は損害が発生したときは、乙は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求し、甲は当該追加費用又は損害を合理的な範囲内において負担し、負担方法等について乙と協議する。また、当該設計変更により、本件契約に基づく乙の業務に係る費用が増減したときは、第9章の規定に基づいて半期ごとに支払われる対価の支払額を増減する。
- 4 第1項又は第2項の設計変更に起因する施工計画書記載の工期等の変更については、第36条第1項及び第3項を準用する。

(乙の請求による設計の変更)

第21条 乙は、甲の事前の承諾を得た場合を除き、整備対象設備の設計変更を行うことはできない。万が一、乙が甲の事前の承諾を得ずに設計変更を行った場合、甲は、乙に対し、当該変更前の設計に従った整備対象設備工事へ補修するよう請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定により乙が甲の事前の承諾を得て整備対象設備の設計変更を行う場合、当該変更により乙に追加費用又は損害が発生したときは、原則として乙が当該追加費用又は損害を負担する。ただし、甲が必要と認めた場合には甲が負担することができる。なお、負担方法等については乙と協議する。この場合において、乙は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求する。また、当該設計変更により、本件契約に基づく乙の業務にかかる費用が増

減したときは、第9章の規定に基づいて半期ごとに支払われる対価の支払額を増減する。

- 3 第1項の設計変更に起因する施工計画書記載の工期等の変更については、第36条第2項を準用する。

第4章 整備対象設備工事の施工

第1節 総則

(整備対象設備工事の施工に関する基本方針)

第22条 乙は、本章に規定する整備対象設備工事の施工及びこれに付随して行う業務を実施するに当たっては、その時期（施工時間帯を含む。）及び実施方法等について、事前に甲及び学校と十分に協議し、学校教育活動等に支障がないよう留意しなければならない。また、乙は、施工期間中の各事業実施場所における甲の発注にかかる第三者の施工する他の工事（作業を含む。以下「別途工事」という。）の予定を事前に甲及び学校に確認し、甲及び学校を通じて別途工事の請負業者と十分に調整を行うとともに、学校教育活動等に支障がないよう甲及び学校と十分協議の上、また、今後の学校の再編整備を十分考慮の上、別紙4「2」「(1)」に定める施工計画書及び予定工程表を作成しなければならない。ただし、甲は、学校の再編整備に応じて、乙に対し、別紙4「2」「(1)」に定める施工計画書及び予定工程表の変更を指示することができ、乙はこれに応じなければならない。

(整備対象設備工事の施工)

第23条 乙は、事業指針、別紙4「1」及び「2」に定める各書類等並びに別紙2の日程表に従い、かつ、各種共通仕様書等を遵守して、整備対象設備工事の施工を行わなければならない。

なお、乙は、別紙4「2」に定める各書類等を、甲乙協議の上、甲の定める提出期限までに、甲に提出する。

- 2 仮設、施工方法その他整備対象設備工事の施工を行うために必要な一切の業務手段については、提案書及び別紙4「1」及び「2」に定める各書類等において特に提案されているものも含め、乙が自己の責任及び費用において行う。
- 3 既存設備の再使用は、すべて乙の責任において行うものであり、乙は、甲に対し、既存設備を再使用せず、新規に設備を設置する場合と同様の責任を負う。
- 4 乙は、整備対象設備工事の施工（試運転を含む。）に必要な工事用電力、水道、

ガス等をすべて自己の費用及び責任において調達しなければならない。ただし、乙が、学校教育活動等に支障のない範囲で、事前に、学校に対し、その利用期間や利用料等甲が定める事項を明らかにした書面による申請を行い、学校の書面による事前の承諾を得た場合には、有償で使用できる。

- 5 乙は、整備対象設備工事の施工に際し、樹木、排水溝、室内照明、自火報感知器等の既存物の移設が必要となる場合には、甲と協議し、甲の指示に基づき、各種共通仕様書等を遵守の上、乙が自己の責任及び費用においてこれらを移設し、速やかに機能回復等を行う。ただし、甲が、機能回復等を不要としたものについては、この限りでない。
- 6 乙は、第1項において定める別紙4「2」「(1)」に定める施工計画書及び予定工程表に従い、整備対象設備工事の施工に着手し、工事を遂行する。
- 7 乙は、整備対象設備工事の施工期間中、事業実施場所に常に別紙4「2」「(2)」に定める書類のうち必要な書類を備置しなければならない。
- 8 甲は、乙に対し、施工体制台帳（建設業法第24条の7に規定する施工体制台帳をいう。）の閲覧及び施工体制にかかる事項についての報告を求めることができる。

（整備対象設備工事の施工に関する許認可及び届出等）

第24条 乙は、整備対象設備工事の施工に関する本件契約上の義務を履行するために必要となる許認可等の取得、届出等の一切を自己の責任及び費用において行う。

- 2 乙が甲に対して協力を求めた場合、甲は乙による前項の許認可等の取得及び届出等に必要資料の提出等についての必要な協力を行う。
- 3 乙が、第1項の許認可の申請に当たって、関係所轄官庁との間で協議を行った場合には、当該協議録を作成、保管し、甲から提出を求められた場合には、速やかにこれを提出する。

（完工検査）

第25条 乙は、事業実施場所の所在する各学校において、整備対象設備工事の施工が完了するごとに、学校単位で、整備対象設備の完工検査を行い、各学校においていずれも、設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準を満たしていることを確認する。

（工事監理等）

第26条 乙は、事業指針に基づき、整備対象設備工事の工事監理を実施する。

- 2 乙は、整備対象設備工事の施工に着工する前に、自らの責任及び費用により、工事監理者のもと、学校に施工担当者を配置し、配置後速やかに甲に対して当該配置の事実を通知するとともに、別紙4「3」「(1)」に定める書類を甲に提出する。
- 3 乙は、各事業実施場所の工事監理記録を作成し、定期的に工事監理の状況を甲に報告する。また、甲が要請したときは、随時報告を行う。
- 4 乙は、品質の管理を行うため、甲と協議の上、品質管理のためのチェックリストを作成し、甲の承認を得るとともに、各学校単位で工事監理業務が完了するごとに、当該チェックリストに基づき、工事監理記録等の内容を検査の上、その結果を甲に報告する。
- 5 乙は、各学校単位で整備対象設備工事の施工が完了するごとに、完成検査を実施し、速やかに、別紙4「3」「(3)」に定める書類を提出する。
- 6 乙は、甲に対し、各学校において、前項の完成検査を行う7日前（当該日が甲の休日に当たる場合は、直前の甲の開庁日）までに、甲に対して、当該工事検査の日程を通知する。
- 7 甲は、第5項の完成検査に立会うことができる。ただし、甲は、完成検査への立会いを理由として、何らの責任を負担するものではない。

（事業実施場所の管理等）

第27条 乙は、整備対象設備工事の施工を実施するに当たり、使用が必要となる駐車場、資材置場等の場所、設備等について、使用場所ごと又は設備等ごとに、事前に、学校に対してその使用期間を明らかにし協議を行い、学校から使用についての承諾を得なければならない。

- 2 乙は、学校が使用を承諾した期間、善良なる管理者の注意義務をもって前項の規定による使用についての承諾を得た場所、設備等の管理を行う。

（整備対象設備工事の施工及び工事監理に関する第三者の使用）

第28条 乙は、整備対象設備の施工業務の一部に限って第三者に請け負わせることができ、業務の全部を第三者に請け負わせることはできない。また、乙は、工事監理業務の一部に限って第三者に再委託することができ、業務の全部を第三者に再委託することはできない。

（施工及び工事監理責任）

第29条 乙は、整備対象設備工事の施工及び工事監理に関する一切の責任を負担す

る。

- 2 前条の整備対象設備工事の施工及び工事監理に関する第三者の使用はすべて乙の責任において行い、整備対象設備の施工及び工事監理に関して乙が直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて乙の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由として、乙が責任を負う。

(整備対象設備の施工に伴う近隣対策等)

第30条 乙は、自己の責任及び費用において、騒音、振動、臭気、有害物質の排出、熱風、温風、光害、粉塵の発生、交通渋滞及びその他整備対象設備の施工により近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、甲及び学校と協議の上で合理的な範囲の近隣対策を実施する。

- 2 乙はこの近隣対策の実施について、甲に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。

- 3 乙は、甲の承諾を得ない限り、近隣調整の不調を理由として、第 22 条において定める別紙 4「2」「(1)」に定める施工計画書及び予定工程表に規定する施工計画を変更することはできない。

- 4 近隣調整の結果、整備対象設備の第 46 条に規定する供用開始時の遅延が見込まれる場合、甲及び乙は協議の上、速やかに、供用開始時を変更することができる。

- 5 近隣調整の結果、乙に生じた費用（整備対象設備の第 46 条に規定する供用開始時が変更されたことによる費用増加も含む。）については、乙が負担する。

- 6 前項の規定にかかわらず、本事業を行うこと自体に対する近隣住民の反対運動、訴訟、要望又は苦情等（以下「近隣住民の反対運動等」という。）に対する対応は甲が行い、乙は甲に協力し、工事の騒音等に起因する近隣住民の反対運動等に直接起因する費用又は損害については乙が負担する。なお、本事業を行うこと自体に起因しない近隣住民の反対運動等への対応は乙が、その責任と費用負担にて行う。

(廃棄物の処理及び既存設備の撤去等)

第31条 乙は、整備対象設備工事の施工に当たり発生した廃棄物の再資源化に努めるとともに、これを廃棄する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係する法令及び条例等を遵守しなければならない。

- 2 乙は、既存設備の撤去に当たっては、前項に加え、フロン類を使用するものについては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律その他の関係

する法令及び条例等を遵守しなければならない。

- 3 乙は、前二項につき、法令等に定められた書類の他その実施状況を記録し、法令等に定められた期限があるときはその期限までに、それ以外のものは適時（ただし、甲の要求がある場合は速やかに）、甲に提出しなければならない。

（アスベストの処理等）

第32条 乙は、整備対象設備工事の施工に当たり、事業実施場所においてアスベストが存在することが判明した場合、自己の費用と責任において、大気汚染防止法、石綿障害防止規則及び群馬県の生活環境を保全する条例等の関係する法令及び条例等に従い工事を実施するとともに、アスベストが使用されているものを処分するときは、前条第1項による他、上記法令及び条例等を遵守しなければならない。

- 2 甲は、前項の場合であっても、何らの費用も負担しない。ただし、特別な対策が必要な工事についての費用は、別途協議とする。

第2節 甲による確認

（甲による説明要求及び事業実施場所立会い等）

第33条 甲は、随時、整備対象設備が、別紙4「1」及び「2」に定める各書類等、事業指針に従い、施工されていることを確認できる。この場合において、甲は、整備対象設備工事の施工の状況その他について、乙に事前に通知した上で、乙又は第28条に規定する第三者に対してその説明を求めることができる。また、事業実施場所において施工状況を自ら立会いの上、確認することができる。

- 2 乙は、前項に規定する施工の状況その他についての説明及び甲による確認の実施につき、甲に対して最大限の協力を行い、甲に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行う。
- 3 第1項に規定する説明又は確認の結果、整備対象設備の施工状況が別紙4「1」及び「2」に定める各書類等、事業指針を客観的に逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求め、乙はこれに従わなければならない。
- 4 乙は、整備対象設備の施工期間中に乙が行う整備対象設備に関する検査又は試験について、事前に甲に対して通知する。なお、甲は、乙が行う検査又は試験に立会うことができる。
- 5 甲は、本条に規定する説明又は報告の受領、確認の実施又は立会いを理由として、整備対象設備の施工の全部又は一部のいずれに関しても何らの責任を負担す

るものではない。

(中間確認)

第34条 甲は、整備対象設備が別紙4「1」及び「2」に定める各書類等に従い、施工されていることを確認するため、整備対象設備工事の施工期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができる。

- 2 前項の中間確認の結果、整備対象設備の施工状況が別紙4「1」及び「2」に定める各書類等、事業指針の内容を客観的に逸脱していることが判明したときは、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。
- 3 甲は、第1項の中間確認の実施を理由として、整備対象設備工事の施工の全部又は一部のいずれに関しても何らの責任を負担するものではない。

第3節 完成確認

(整備対象設備の完成確認)

第35条 甲は、乙から第26条第5項に規定する報告を受けた後、14日以内（14日目の日が甲の休日に当たる場合は、その直後の甲の開庁日まで）に、完成確認を実施し、整備対象設備が、設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準を満たしていることを確認する。

- 2 完成確認の結果、整備対象設備が、設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準に従い施工されているときは、甲は乙に対し、完成確認書を交付する。
- 3 甲が、完成確認後14日以内（14日目の日が甲の休日に当たるときは、その直後の甲の開庁日まで）に、乙に対し、何らの通知を行わないときには、乙は完成確認に合格したとみなすことができる。
- 4 完成確認の結果、整備対象設備工事の施工状況が、設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準の内容を客観的に逸脱していることが判明したときは、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙は、自らの責任と費用において、これに従わなければならない。
- 5 甲は、乙が前項の是正の完了を報告した日から14日以内（14日目の日が甲の休日に当たる場合は、その直後の甲の開庁日まで）に再度、完成確認を実施する。当該完成確認の結果、整備対象設備工事の施工状況がなおも設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準の内容を逸脱していることが判明した場合には、前項及び本項を適用し、以降、完成確認が繰り返される場合も同様とする。
- 6 甲は、第1項及び前項に規定する完成確認を行ったことを理由として、整備対

象設備の設計、施工、工事監理、整備対象設備及び点検対象設備の維持管理その他本件契約に基づく乙の業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではなく、また、乙は、整備対象設備及び点検対象設備の維持管理業務が本件契約の規定を満たさなかった場合において、甲が第1項及び前項に規定する完成確認を行ったことをもってその責任を免れることはできない。

第4節 工期等の変更等

(工期等の変更)

第36条 甲が乙に対して施工計画書記載の工期等の変更を請求した場合又は乙が不可抗力事由又は乙の責めに帰すことのできない事由により施工計画書記載の工期等を遵守できないことを理由としてその変更を請求した場合、甲及び乙は協議により当該変更の適否を定める。

2 乙が、自己の責めに帰すべき事由により、施工計画書記載の工期等を遵守できないことを理由としてその変更を請求した場合、甲は、当該変更の適否を定める。甲が施工計画書記載の工期等の延長を認めた場合は第37条第2項による。

3 第1項において、甲及び乙の間において協議が調わない場合、甲が協議の結果を踏まえて合理的な工期又は供用開始時を定め、乙はこれに従わなければならない。

(工期又は供用開始時期の延長変更又は遅延による費用等の負担及び違約金)

第37条 甲の責めに帰すべき事由により、前条に基づいて施工計画書記載の工期等を延長変更した場合、当該延長変更に伴って乙に生じた追加費用又は損害は合理的な範囲内において甲が負担し、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求する。

2 乙の責めに帰すべき事由により、前条に基づいて、甲が施工計画書記載の工期等の延長変更を認めた場合又は工期等を遅延した場合、乙は甲に対し、当該整備対象設備の供用開始予定日の翌日から実際に整備対象設備が乙から甲に対して供用開始された日までの期間(ただし、乙の責めに帰すことのできない事由により施工業務が別紙2の日程表記載の日程より遅延した期間が競合する場合は、その期間を除き、両端日を含む。)において、当該引渡対象となっている整備対象設備の設計・施工等のサービス対価(消費税等の税率は本件契約締結時の税率とする。)に対する群馬県財務規則に定める割合による違約金を支払い、甲が当該違

約金を超える追加費用や損害を被っている場合には超過額を甲に支払う。

- 3 本条の適用に当たり、施工計画書記載の工期等が遅延する原因となった事由について、乙の責めに帰すべき事由とその他の事由が競合する遅延期間（以下「競合遅延期間」という。）があるときは、甲及び乙は協議の上、その各事由が当該遅延に与えた影響割合を算出し、競合遅延期間に、乙の責めに帰すべき事由の影響割合を乗じて算出した期間をもって、乙の責めに帰すべき事由による遅延期間（以下「帰責遅延期間」という。）とし、競合遅延期間から帰責遅延期間を控除した後の残期間を乙の責めに帰することができない事由による遅延期間として、前項を適用する。
- 4 不可抗力事由、本事業に直接関係する法令の制定又は改正（以下「法令改正等」という。）又はこれらの事由と前各項に掲げる事由の全部又は一部が複合して、施工計画書記載の工期等が変更された場合の追加費用又は損害の負担は、第 11 章の定めに従う。
- 5 甲は、本条の違約金等と本件契約に基づき支払うすべての対価につき、当該対価がいかなる業務に対するものであるかにかかわらず、相殺することができる。

（工事の一時中止）

第38条 甲は、必要があると認める場合、その理由を乙に通知した上で、整備対象設備工事の施工の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項の規定により、整備対象設備工事の施工の全部又は一部を一時中止させた場合で必要があると認めるときは、乙と協議の上、施工計画書記載の工期等を変更することができる。この場合において、乙が工事の再開に備え、事業実施場所を維持し、又は労働者、施工機械器具等を保持する等した結果、工事の施工の一時中止に伴う追加費用を必要とした場合又はその他乙に損害が生じた場合には、甲は当該追加費用又は損害を合理的な範囲内において負担し、負担方法等については乙と協議する。この場合において、乙は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求する。
- 3 甲は、不可抗力事由又は本事業に直接関係する法令の改正等により、整備対象設備の施工の全部又は一部が一時中止された場合で必要があると認めるときは、乙と協議の上、施工計画書記載の工期等を変更することができる。
- 4 不可抗力事由、本事業に直接関係する法令の改正等、又はこれらの事由と前各項に掲げる事由の全部又は一部が複合して、整備対象設備工事の施工の全部又は一部が一時中止された場合において、乙が工事の再開に備え、事業実施場所を維持し、又は労働者、施工機械器具等を保持する等した結果、工事の施工の一時中

止に伴う追加費用を必要とした場合又はその他乙に損害が発生した場合の追加費用又は損害の負担は、第 11 章の定めに従う。

(危険負担等)

第39条 整備対象設備の第 45 条に規定する供用開始時まで、整備対象設備の全部又は一部、仮設物、工事現場に搬入済みの工事材料その他施工器具等が、不可抗力事由により滅失し、又はき損し、その結果、乙に追加費用又は損害が発生したときは、乙は、当該追加費用又は損害の状況を甲に通知しなければならない。損害の回復は乙の責任及び費用により行う。

2 前項の場合、本件契約の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 滅失又はき損の程度が甚大で修復に多額の費用を要する場合は、甲及び乙は原則として第 77 条に従い本件契約の全部又は一部を解除する。ただし、乙が任意の判断で甲の認める期間内に乙の費用負担において整備対象設備を事業実施場所に再施工する場合にはこの限りでない。
- (2) 前号の場合以外のき損の場合には、乙は整備対象設備を設計どおり修復して事業実施場所に施工する。この場合に乙に生じる追加費用又は損害の負担については、前項を準用し、甲は、修復に要する合理的期間を限度として第 45 条に規定する供用開始時の延長を認めることができる。

(整備対象設備の契約不適合責任)

第40条 甲は、事業終了後における整備対象設備の契約不適合責任は請求しない。整備対象設備の供用開始日から令和 19 年 3 月 31 日が経過するまでの間に、要求水準を満たさなくなった場合については第 53 条による。

(工事による契約不適合責任)

第41条 整備対象設備の施工又は第 57 条第 1 項に基づき乙が行った整備対象設備の移設等により、事業実施場所、事業実施場所に設置されている整備対象設備以外の設備等、学校の建物、移設にかかる整備対象設備以外の設備等に契約不適合責任が生じたときには、甲は、乙に対し、当該契約不適合責任を補修するよう請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、当該き損又は不具合が甲又は教職員、生徒、保護者その他の学校の使用者の責めに帰すべき事由により発生したものである場合には、この限りでない。

2 前項の規定による補修又は損害賠償の請求は、移設等の完了日から 1 年以内に

行わなければならない。ただし、その契約不適合責任が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年間とする。

- 3 甲は、第1項の契約不適合責任を発見した場合には乙が当該契約不適合責任を知っている場合を除き、遅滞なく乙に通知するものとする。

第5節 履行保証保険等

(履行保証保険等)

第42条 甲は乙が納付すべき契約保証金を免除とする。ただし、次の各号に掲げる履行保証保険に加入しなければならない。

- (1) 整備対象設備に係る設計・施工等のサービス対価の10%相当額以上の金額
- (2) 1事業年度の維持管理のサービス対価の10%相当額以上の金額
- 2 前各号の履行保証保険の加入は、本件契約締結と同時とする。
- 3 乙が、施工・監理業務に対して本件契約の履行を保証する甲を被保険者とする履行保証保険に加入し、その保険証券を甲に提出又は、本件契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関等の保証契約を締結し、その保証契約書を甲に提出する。なお、保証金額は、第1項第1号に掲げる金額とする。
- 4 乙が、維持管理業務に対して本件契約の履行を保証する甲を被保険者とする履行保証保険に加入し、その保険証券を甲に提出又は、本件契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関等の保証契約を締結し、その保証契約書を甲に提出する。なお、保証金額は、第1項第2号に掲げる金額とする。
- 5 前項の履行保証保険は、毎事業年度の更新とすることもできる。
- 6 甲は、第3項及び第4項に従い加入された履行保証保険の受領済保険金並びに第3項及び第4項に従い締結された保証契約の受領済保証金を、乙の本件契約の債務不履行に基づく損害金、本件契約の解除による違約金及び損害金に充当できるものとする。甲がかかる充当を行った場合で、かつ、本件契約の全部解除がなされていない場合、乙は、充当の通知を受けた日から7日以内に、保証金を、本条第1項に規定する額まで補填する

第5章 整備対象設備の供用開始及び所有権の移転等

第1節 操作マニュアルの作成

(操作マニュアルの作成)

第43条 乙は、乙の責任と費用により、整備対象設備の使用又は操作のために必要、適切な事項を記載したマニュアル（以下「操作マニュアル」という。）を作成し、第35条に基づき、各学校における整備対象設備の完成確認の実施日の7日前（当該日が甲の休日に当たる場合は、直前の甲の開庁日）までに、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定に従って乙が提出した操作マニュアルが整備対象設備の使用又は操作のために必要又は適切な事項を記載していないと合理的に判断した場合には、乙にその旨を通知することができる。乙が、当該通知を受領したときには、甲との間で修正方法を協議の上、乙の責任と費用により当該操作マニュアルを修正する。

第2節 操作方法の説明の実施

(操作方法の説明の実施)

第44条 乙は、第46条に定める各学校における整備対象設備の供用開始時の前日までの日であって甲及び乙が協議の上定める日に、各事業実施場所において、乙の責任及び費用により、甲に対し、その使用又は利用のための操作方法について十分な説明及び使用又は利用についての支援を実施する。

第3節 整備対象設備の供用開始及び所有権の移転

(整備対象設備の供用開始)

第45条 乙は、甲に対し、別紙2に定める各供用開始日に、整備対象設備を供用状態とする。

(整備対象設備の所有権の移転)

第46条 甲は、本事業契約満了時に整備対象設備の所有権を取得するものとし、その際、甲は乙との間で、各学校単位で、整備対象設備の引渡書類を取り交わす。所有権移転業務は、乙がその責任と費用負担にて行う。ただし、受変電設備及びガス供給設備等の本事業により整備した設備と既存設備との切り分けが難しいものについては協議の上決定する。県の所有となる場合でも、本事業により整備を行った設備の修繕等については第53条の規定を適用する。

第6章 整備対象設備及び点検対象設備の維持管理

第1節 総則

(整備対象設備及び点検対象設備の維持管理に関する基本方針)

第47条 乙は、本章に規定する整備対象設備及び点検対象設備の維持管理業務及びこれに付随する業務を実施するに当たっては、その時期及び実施方法等について、事前に甲及び学校と十分に協議し、学校教育活動等に支障がないよう留意しなければならない。

2 乙は、本章に規定する整備対象設備及び点検対象設備の維持管理業務及びこれに付随する業務を実施するに当たって本件契約に規定する文書や記録、その他必要となる文書や記録を作成し、適切に管理しなければならない。また、これらの文書や記録は、業務との整合性や管理の適切性の確保等のために、適宜、甲の承諾を得て修正を行わなければならない。

(整備対象設備及び点検対象設備の維持管理業務)

第48条 乙は、第45条に規定する供用開始時から本件契約が終了するまでの間、整備対象設備及び点検対象設備について、別紙5に規定する維持管理業務を維持管理業務に係る業務水準に従って行わなければならない。

2 乙は、事業者提案書類に基づいて維持管理業務計画書等を作成し、整備対象設備の供用開始の前日までに甲の承諾を得なければならない。

3 甲又は乙が、合理的な理由に基づき維持管理業務に係る業務水準を変更（性能に関する維持管理業務に係る業務水準の向上を含む。）することを相手方に対し請求した場合において、甲及び乙が合意したときは、これを変更することができる。また、当該変更により、本件契約に基づく乙の業務にかかる費用が増減したときは、第9章の規定に基づいて半期ごとに支払われる対価の支払額を増減する。

4 乙が、やむを得ない事由により、維持管理業務に係る業務水準を満たすことができない場合又は継続して維持管理業務に係る業務水準を満たす維持管理業務を提供することが困難であると予見される場合、乙は、甲に対し、速やかに、その旨及びその詳細な理由を報告するとともに、改善策について甲と協議しなければならない。

5 前項の甲及び乙の協議の結果、乙が報告した内容が合理的であると甲が認めた場合には、甲は、維持管理業務に係る業務水準の変更を認める。

(年度業務計画書の提出)

第49条 乙は、学校と協議の上で別紙 6 に規定する様式の年度業務計画書を作成し、甲に提出し、毎事業年度開始 1 箇月前までに、甲の確認を得なければならない。

2 甲は、前項の確認を行った結果、学校教育活動等に影響があると判断する場合には、乙に対し、年度業務計画書の変更を求めることができるものとし、乙はこれに従うものとする。

3 甲は、第 1 項の確認及び前項の規定による変更の請求を理由として、整備対象設備及び点検対象設備の維持管理業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。ただし、甲の請求により、乙が維持管理業務に係る業務水準を超えて年度業務計画書の変更を行った場合で、かつ乙に追加費用が生じた場合には、甲は当該追加費用を合理的な範囲内において負担し、負担方法等については乙と協議する。この場合において、乙は、当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求する。

(報告書等の作成)

第50条

1 乙は、毎年度、上期及び下期の各満了日後 10 営業日以内に、本章に定める維持管理業務の状況を正確に反映した別紙 7 に規定する様式の半期報告書を作成し、甲に提出する。

(整備対象設備及び点検対象設備の維持管理業務に関する第三者の使用)

第51条 乙は、整備対象設備及び点検対象設備の維持管理業務の一部に限って第三者に再委託することができ、ただし、業務の全部を第三者に再委託することはできない。

(維持管理責任)

第52条 乙は、整備対象設備及び点検対象設備の維持管理業務に関する一切の責任を負担する。

2 前条の維持管理業務に関する第三者の使用はすべて乙の責任において行うものとし、整備対象設備及び点検対象設備の維持管理業務に関して乙が直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて乙の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由として、乙が責任を負う。

第2節 整備対象設備の修繕及び代替品の調達

(整備対象設備の修繕及び代替品の調達)

第53条 乙は、甲又は学校から整備対象設備の故障等の連絡を受けたときは、直ちに（遅くとも連絡を受けた日の翌営業日までに）故障箇所等の調査を実施し、原因を特定する。

- 2 乙は、前項の調査結果を、速やかに甲に報告した上で、直ちに修繕等の対応策を講ずる。
- 3 第1項の調査の結果、故障等の発生した整備対象設備を継続して使用することが困難である場合には、乙は甲の承諾を得て、直ちに代替品を調達の上、施工し、所要の性能を速やかに回復するよう適切な処置を施す。この場合においては、第3章及び第4章の規定を準用する。
- 4 第2項の修繕等並びに前項の代替品の調達及び施工に要する合理的な範囲内の費用の負担については、本契約期間内における第1項の故障等が生じた原因が甲又は学校の責めに帰すべき事由に基づく場合には、甲の負担とし、それ以外の場合は乙の負担とする。ただし、この場合において、乙は、代替品の調達及び施工に要した費用の内訳及びそれを証する書類を添えて甲に請求する。

第3節 整備対象設備の使用に関する支援等

(整備対象設備の取扱方法、操作方法等についての支援)

第54条 乙は、整備対象設備の供用開始後において、甲又は学校から整備対象設備の取扱方法、操作方法等について質問を受けた場合には、迅速かつ適切に説明及び支援を行う。

(整備対象設備の効率的な使用のための支援)

第55条 乙は、省エネルギーの推進等、空調設備の効率的な使用のために改善の余地がある事業実施場所がある場合には、甲に対して、整備対象設備の効率的な使用のための学校への指導等の支援を行う。

(整備対象設備の取扱等の変更時における支援)

第56条 乙は、第53条第3項に基づいて施工される整備対象設備の操作方法、取扱方法の変更等により、整備対象設備の使用について、支援する必要が生じた場

合には、直ちに甲及び学校に対し、適切な説明及び支援を行う。

第7章 学校の再編整備等に伴う整備対象設備の移設等業務

(学校の再編整備等に伴う整備対象設備の移設等業務)

第57条 甲が、本件契約に規定する事業実施場所における整備対象設備の移設等を決定した場合、乙は、甲の指示に基づき、移設等業務に係る業務水準に従い、当該整備対象設備の移設等を行う。移設等がなされない整備対象設備については甲及び乙が協議して定める。

- 2 第4章の規定は、前項に基づく移設等業務に準用する。
- 3 甲は、整備対象設備の移設等を行う6か月前までに、第1項の決定を、乙に通知する。
- 4 第1項に基づき移設された整備対象設備についても本件契約の規定が適用されるが、甲が第1項に基づき廃棄を決定した整備対象設備については、第75条第1項および第3項に基づき一部解除されるものとする。
- 5 第1項に基づき移設された整備対象設備について、甲及び乙は、協議の上、乙が保持すべき業務水準を見直すことができる。

(移設等に要する費用の負担)

第58条 甲は、前条の整備対象設備の移設等に要する合理的な費用を、第9章の各規定に基づいて乙に支払う対価とは別に負担する。この場合の費用の支払方法等については、甲及び乙が協議して定める。この場合において、乙は、施工に要した費用の内訳及びそれを証する書類を添えて甲に請求する。

- 2 整備対象設備の移設等に伴って、新たな設備又は備品が必要となる場合には、甲は、これに要する費用を、第9章の各規定に基づいて乙に支払う対価とは別に負担とし、これらの所有権は、第45条に準じる。

(移設等に伴う対価の見直し)

第59条 第57条に基づく整備対象設備の移設等に伴い、第6章の規定の整備対象設備の維持管理業務の内容が変更になったことに伴う対価の見直し方法については、変更内容に応じて甲と乙が協議して定める。

(整備対象設備の移設等に関する第三者の使用)

第60条 乙は、整備対象設備の移設等業務の一部に限って第三者に再委託又は請け

負わせることができ、業務の全部を第三者に再委託又は請け負わせることはできない。

(移設等責任)

第61条 乙は、本件契約に別段の定めがある場合を除き、整備対象設備の移設等に関する一切の責任を負担する。

2 前条の整備対象設備の移設等に関する第三者の使用はすべて乙の責任において行うものとし、整備対象設備の移設等に関して乙又は直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて乙の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由として、乙が責任を負う。

第8章 対価の支払

(設計・施工等のサービス対価の支払)

第62条 甲は、第3章及び第4章に規定する空調設備の設計・施工等のサービス対価を第66条に規定する手続に従って、別紙9のとおり支払う。

(維持管理のサービス対価の支払)

第63条 甲は、第6章規定の整備対象設備及び点検対象設備の維持管理のサービス対価を、第66条に規定する手続に従って、別紙9のとおり支払う。ただし、第45条に規定する整備対象設備の供用開始時期が遅延した場合は、各事業年度の支払額について見直しを行う。

(設計・施工等のサービス対価の改定)

第64条 第62条に規定する設計・施工等のサービス対価は原則として改定しない。

(維持管理のサービス対価の改定)

第65条 第66条に規定する維持管理のサービス対価は物価変動に応じて、別紙12に定める算定方法に従って改定する。

(対価の支払方法)

第66条 乙は、設計・施工等のサービス対価の支払いを受けるに当たり、別紙10記載のとおり上期若しくは下期の満了の後、甲の指定する様式の請求書を提出するものとし、甲は当該請求書の受領日から30日以内に各々別紙9記載のとおり支

払う。

- 2 乙の甲に対する第1項及び前項の請求書の提出が遅れた場合には、その遅れた日数分、甲から乙に対する対価の支払期限も延長されるものとする。
- 3 乙は、維持管理のサービス対価の支払いを受けるに当たり、別紙10記載のとおり上期若しくは下期の満了の後、別紙7の半期報告書を甲に提出し、甲は、同報告書の受領日から10日以内に乙の業務内容が水準を満たしているか検査を実施し、乙に対して検査の結果を通知するものとする。
- 4 乙は、前項の半期報告書に関する検査の結果についての甲の合格通知を受領したときは、当該合格通知に従い当該通知の受領日から7日以内に維持管理のサービス対価に係る請求書を甲に対して提出し、甲は当該請求書の受領日から30日以内に各々別紙9記載のとおり支払う。
- 5 乙の甲に対する請求書の提出が前項に定める期限より遅れた場合には、その遅れた日数分、甲から乙に対する半期分の維持管理のサービス対価の支払期限も延長される。
- 6 乙は、第4項の半期報告書を甲が受領した後、当該受領日を含む10日以内に、甲が検査の結果の通知を行わなかった場合には、第5項の請求書を甲に対して提出できる。

(対価の返還)

第67条 第50条に規定する半期報告書に虚偽の記載があることが判明し、甲がこれを乙に対して通知した場合、乙は甲に対して、当該虚偽記載がなければ甲が前条の規定に従い減額し得た対価の金額を速やかに返還しなければならない。

第9章 契約の終了等

(甲による契約解除)

第68条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの催告なく、本件契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 支払の停止、破産、民事再生手続開始、会社更生、特定調停若しくは特別清算開始の申立てがあったとき又は任意整理等の手続きが着手されたとき若しくはそのおそれが合理的に認められるとき。
- (2) 乙が振出した手形又は小切手に不渡りがあったとき。
- (3) 乙が仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受けたとき又は公租公課を滞納し督促を受けて1箇月以上滞納金の支払いがなされないとき若

しくは滞納処分を受けたとき。

- (4) 乙の責めに帰すべき事由により、連続して 30 日間（乙が書面をもって説明し、甲が認めた場合にあっては、相当の期間）以上本事業を行わなかったとき。
- (5) 乙の責めに帰すべき事由により、本件契約の履行が不能となったとき。
- (6) 信用状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると甲が認めるべき相当の理由があるとき。

2 甲は、乙が次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、乙に対し、相当の期間を定めて催告した上で、本件契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、設計又は施工に着手すべき期日を過ぎても設計又は施工に着手せず、相当の期間を定めて甲が理由の説明を求めても当該遅延について乙から甲が満足すべき合理的な説明がないとき。
- (2) 乙の責めに帰すべき事由により、供用開始予定日に整備対象設備が完成せず、かつ、60 日以内に工事を完成する見込みが明らかにならないと認められるとき。
- (3) 乙が、是正の指示を受けたにもかかわらず、是正の指示があった日から 3 箇月以上経過してもなお是正の指示の対象となった事項が是正されないとき。
- (4) 乙が、第 50 条に規定する半期報告書の重要な事項について虚偽記載を行い、かつ第 67 条に定める対価の返還を行わなかったとき。
- (5) 前各号の他、乙が本件契約又は本件契約に基づき合意した条項のいずれかに違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

3 すべての整備対象設備が供用開始された後に前 2 項の規定に基づき本件契約が全部解除された場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 解除時に、すべての整備対象設備が、業務水準どおりの性能を維持している場合
 - ア 甲は乙に対し、設計・施工等のサービス対価の残額を第 63 条に規定する支払方法に従って支払う。
 - イ 甲は、未履行部分の維持管理のサービス対価の乙に対する支払いを免れる
 - ウ 乙は、甲に対し、解除に伴う違約金として、1 事業年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は解除時の税率とする。）に 10 分の 1 を乗じた額を支払う。
- (2) 解除時に、一部の整備対象設備が、業務水準どおりの性能を維持していない場合
 - ア 甲は、業務水準どおりの性能が維持されている整備対象設備については、乙に対し、解除時における設計・施工等のサービス対価の残額を第 63 条に

規定する支払方法に従って支払う。

イ 甲は、業務水準どおりの性能が維持されていない整備対象設備については、乙が、当該整備対象設備を業務水準どおりの性能に補修（交換の他、既存設備の新規取り替えを含む。以下本条において同じ。）するまで、当該整備対象設備に係る解除時における設計・施工等のサービス対価の残額の乙に対する支払いを留保する。ただし、甲が、当該整備対象設備の業務水準どおりの性能への補修に代えて、業務水準を満たす状態にするに要する相当額の支払いを認めた場合で、乙がこの支払いを選択したときは、この限りではなく、甲は、乙に対し、業務水準どおりの性能が維持されていない整備対象設備についての解除時における設計・施工等のサービス対価の残額から業務水準を満たす状態にするのに要する相当額を控除した残額を第 63 条に規定する支払方法等に従って支払う。

ウ 甲は、未履行部分の維持管理のサービス対価の乙に対する支払いを免れる。

エ 乙は、甲に対し、解除に伴う違約金として、1 事業年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は解除時の税率とする。）に 10 分の 1 を乗じた額を支払う。

4 すべての整備対象設備が供用開始された後に第 1 項及び第 2 項の規定に基づき本件契約が一部解除（一部解除の単位は室単位とする。以下同様とする。）された場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 解除時に、一部解除の対象となった整備対象設備が、すべて業務水準どおりの性能を維持している場合

ア 甲は、一部解除の対象となった整備対象設備の設計・施工等のサービス対価について、前項第 1 号アを準用する。

イ 甲は、一部解除の対象となった整備対象設備に関する未履行部分の維持管理のサービス対価の乙に対する支払いを免れる。

ウ 乙は、甲に対し、解除に伴う違約金として、解除対象の整備対象設備についての 1 事業年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は解除時の税率とする。）に 10 分の 1 を乗じた額を支払う。

(2) 解除時に、一部解除の対象となった整備対象設備の一部が、業務水準どおりの性能を維持していない場合

ア 甲は、解除の対象となった整備対象設備のうち、業務水準どおりの性能を維持できている整備対象設備については、乙に対し、解除時における設計・施工等のサービス対価の残額を第 63 条に規定する支払方法に従って支払う。

イ 解除の対象となった整備対象設備のうち、業務水準どおりの性能が維持さ

れていない整備対象設備については、前項第2号イを準用する。

ウ 甲は、一部解除の対象となった整備対象設備に関する未履行部分の維持管理のサービス対価の乙に対する支払いを免れる。

エ 乙は、甲に対し、解除に伴う違約金として、解除対象の整備対象設備の1事業年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は解除時の税率とする。）に10分の1を乗じた額を支払う。

オ 甲は、解除対象とならない整備対象設備の設計・施工等のサービス対価については、乙に対し、第8章に規定する当初の支払方法に従って支払う。

5 すべての整備対象設備が供用開始になる前に第1項及び第2項の規定に基づき本件契約が全部若しくは一部解除された場合には、乙は、甲に対し、速やかに解除に係る事業実施場所を工事着工前の原状に復した上で、甲に返還するとともに、甲の請求に基づき、本件契約解除の違約金として、契約金額のうち設計・施工等のサービス対価（消費税等の税率は本件契約締結時の税率とする。）から金額の10分の1を乗じた額を支払う。ただし、本件契約の解除が、一部解除である場合、その解除の範囲、原因及び甲の実損害等の実情を勘案した上で、甲の判断において、違約金の額を減額することがある。

6 すべての整備対象設備が供用開始される前に第1項及び第2項の規定に基づき本件契約が全部若しくは一部解除された場合に、甲が乙に対し事業実施場所の本件契約解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、乙は、解除に係る事業実施場所を解除時における現状のまま、甲に返還する。この場合において、施工済み部分に利用価値がある場合で、かつ甲がこれを利用する場合には、施工済み部分の残額を契約解除前の支払スケジュールどおりに支払う。また、この場合においても、乙は甲に対し、前項に規定する違約金を支払うが、（ただし、本件契約が一部解除の場合、違約金の額につき、甲の判断において、減額する場合があることは前項ただし書のとおり）甲は、乙の有する施工済み部分の残額についての支払請求権を受働債権とし、甲が乙に対して有する本項所定の違約金又は次項所定の損害賠償請求権を自働債権として対当額で相殺することができる。

7 甲は、本条に基づき乙が甲に対して支払うべき違約金の全部又は一部に、乙が甲に差し入れている第42条の契約保証金又は担保を充当することができる。

8 乙は、本条に基づく解除により甲が被った損害額が、本条に定める違約金の合計額を上回る場合は、その差額を甲の請求に基づき支払わなければならない。

(独占禁止法違反等を理由とする甲による契約解除)

第69条 甲は、構成員につき、本件契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、本件契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は構成員が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、独占禁止法第 61 条第 1 項に規定する排除措置命令を受け又は、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (2) 構成員の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条若しくは第 95 条（独占禁止法 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑が確定したとき。
- (3) 構成員の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法第 198 条に規定する刑が確定したとき。
- (4) その他構成員の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者が第 1 号から前号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。

2 甲は、乙、構成員が、次の各号のいずれかの事由に該当した場合、本件契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第 11 条第 1 項の各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) 第 11 条第 3 項ないし第 5 項の定めを反し、各項の報告を怠ったとき。
- (3) 第 11 条第 4 項の定めを反し、第三者との契約を解除しなかったとき。
- (4) 第 11 条第 6 項の甲の求めを反し、第三者との契約を締結し又は、第三者との契約を解除しなかったとき。

3 乙は、本事業を第 1 項又は前項各号のいずれかの事由に該当する第三者に請け負わせ、又は委託することはできない。また、さらに本事業を請け負い又は受託した第三者が、第 1 項又は前項各号のいずれかの事由に該当する別の第三者に請け負わせ、又は委託することもできない、そのさらに先の請負又は委託についても同様とする。

4 乙は、第三者が前項の事由に該当することが判明した場合、直ちに当該第三者との間の契約を解除する等し、当該第三者が本事業に直接又は間接に関与しないよう措置をとった上で、その旨を甲に報告しなければならない。乙がかかる措置を直ちにとらない場合、甲は、本件契約を解除することができる。

5 甲が本条により本件契約を解除した場合の処理は、次に掲げるとおりとする。

- (1) すべての整備対象設備が供用開始後に本件契約が全部解除された場合は、第

- 68条第3項第1号ア及びイ並びに第2号アからウまでの規定を準用する。
- (2) すべての整備対象設備が供用開始後に本件契約が一部解除された場合は、第68条第4項第1号ア及びイ並びに第2号アからウ及びオまでの規定を準用する。
- (3) すべての整備対象設備が供用開始前に本件契約の全部又は一部解除された場合は、第68条第5項又は第6項の規定を準用する。
- 6 甲が本件契約を解除するか否かにかかわらず、すべての整備対象設備が供用開始前に、乙が第1項及び第2項の各号のいずれかに該当することが発覚した場合、乙は、自ら及び各構成員のうち第1項及び第2項の各号の該当性につき帰責性を有する者をして、連帯せしめた上、甲に対し、本件契約解除の違約金として、契約金額のうち設計・施工等のサービス対価（消費税等の税率は本件契約締結時の税率とする。）から金額の10分の1を乗じた額を支払う。ただし、本件契約の解除が、一部解除である場合、その解除の範囲、原因及び甲の実損害等の実情を勘案した上で、甲の判断において、違約金の額を減額することがある。ただし、甲が被った損害の額が当該違約金額を超過する場合は、甲は、かかる超過額について別途乙に損害賠償請求を行うことができる。なお、甲と乙との間で締結された基本協定書第8条第2項に基づき、構成員が甲に対し、違約金の支払いを行った場合は、乙は本項の支払い義務を免れる。
- 7 甲が本件契約を解除するか否かにかかわらず、すべての整備対象設備が供用開始後に、乙が第1項及び第2項の各号のいずれかに該当することが発覚した場合、乙は、自ら及び各構成員のうち第1項及び第2項の各号の該当性につき帰責性を有する者をして、連帯せしめた上、1事業年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は発覚時の税率とする。）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払い、あるいは支払わせるものとする。ただし、甲が被った損害の額が当該違約金額を超過する場合は、甲は、かかる超過額について別途乙に損害賠償請求を行うことができる。なお、甲と乙との間で締結された基本協定書第8条第2項に基づき、構成員が甲に対し、違約金の支払いを行った場合は、乙は本項の支払い義務を免れる。
- 8 乙が、第1項に該当した場合であって、かつ次の各号の一に該当したときは、甲が本件契約を解除するか否かにかかわらず、その発覚が整備対象設備の供用開始前の場合は第6項の違約金に加えて契約金額（消費税等の税率は本件契約締結時の税率とする。）の100分の5の違約金を別途支払い、また、その発覚が整備対象設備の供用開始後の場合は、前項の違約金に加えて、解除の対象となる業務（甲が解除しない場合には、仮に解除するとすれば対象となるべき業務）の当該

年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は発覚時の税率とする。）の100分の5の違約金を別途支払う。なお、甲と乙との間で締結された基本協定書第8条第3項に基づき、構成員が甲に対し、違約金の支払いを行った場合は、乙は本項の支払い義務を免れる。

- (1) 第1項第1号に規定する確定した命令について、独占禁止法第7条の2第7項（又は同条8項）の規定の適用があるとき。
- (2) 乙が甲に第1項各号に規定する違法な行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

9 乙について、第1項及び第2項の各号のいずれかに該当することが発覚し、これにより甲が被った損害額が、第6項又は第7項の違約金の額（第8項の違約金に加わる場合には、その違約金の額を含む。）を上回る場合は、甲が本件契約を解除するか否かにかかわらず、その差額金を甲の請求に基づき支払わなければならない。ただし、甲は、乙が甲に差し入れている第42条に基づく契約保証金又は担保を、当該差額金に先に充当することができるものとし、残額がある場合には違約金に充当することができる。

（乙による契約解除）

第70条 甲が、甲の責めに帰すべき事由により、乙に対する支払いを遅延し、かつ、甲が乙から書面による催告を受けた日以後、60日を経過しても、なお甲が当該支払いを行わないときは、乙は、甲に改めて書面により本件契約を解除する旨の通知を行い、本件契約を解除することができる。乙に対する支払いが遅延した場合、甲は、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、支払時点における遅延した金額に対する支払期日の翌日から支払済みに至るまで、群馬県財務規則に定める割合で計算した額（1年を365日として日割り計算）を乙に対して遅延損害金として支払う。

2 甲が、甲の責めに帰すべき事由により、本件契約上の重要な義務に違反し、かつ、乙から書面による催告を受けた日以後、60日を経過しても、なお当該義務の違反を是正しないときは、乙は甲に改めて書面により本件契約を解除する旨の通知を行い、本件契約を解除することができる。

3 すべての整備対象設備が供用開始後に前2項の規定に基づき本件契約が全部解除された場合の処理は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 解除時に、すべての整備対象設備が、業務水準どおりの性能を維持している場合

ア 甲は乙に対し、解除時における設計・施工等のサービス対価を第63条に

規定する支払方法に従って支払うものとする。

イ 甲は、未履行部分の維持管理のサービス対価の乙に対する支払いを免れる。

ウ 甲は、乙に対し、本件契約の全部解除により乙が被った損害を合理的な範囲内において賠償し、負担方法等について乙と協議する。この場合において、乙は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求する。

(2) 解除時に、一部の整備対象設備が、業務水準どおりの性能を維持していない場合

ア 甲は、業務水準どおりの性能が維持されている整備対象設備については、乙に対し、解除時における設計・施工等のサービス対価を第 63 条に規定する支払方法に従って支払う。

イ 甲は、業務水準どおりの性能が維持されていない整備対象設備については、乙が、当該整備対象設備を業務水準どおりの性能に補修（交換の他、既存冷媒管の新規取り替えを含む。以下本条において同じ。）するまで、当該整備対象設備にかかる解除時における設計・施工等のサービス対価を留保する。ただし、甲が、当該整備対象設備の業務水準どおりの性能への補修に代えて、業務水準を満たす状態にするために要する相当額の支払いを認めた場合で、乙がこの支払いを選択したときは、この限りではなく、甲は、乙に対し、業務水準どおりの性能が維持されていない整備対象設備についての解除時における設計・施工等のサービス対価の残額から業務水準を満たす状態にするに要する相当額を控除した金員を第 63 条に規定する支払方法に従って支払う。

ウ 甲は、未履行部分の維持管理のサービス対価の乙に対する支払いを免れる。

エ 甲は、乙に対し、本件契約の全部解除により乙が被った損害を合理的な範囲内において賠償し、負担方法等について乙と協議する。この場合において、乙は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求する。

4 すべての整備対象設備が供用開始後に第 1 項又は第 2 項の規定に基づき本件契約が一部解除された場合の処理は、次に掲げるとおりとする。

(1) 解除時に、一部解除の対象となった整備対象設備が、すべて業務水準どおりの性能を維持している場合

ア 甲は、一部解除の対象となった整備対象設備の設計・施工等のサービス対価についても、解除の対象とならない設計・施工等のサービス対価と同様に、乙に対し、第 63 条に規定する当初の支払方法に従って支払う。

イ 甲は、一部解除の対象となった整備対象設備に関する未履行部分の維持管

理のサービス対価の乙に対する支払いを免れる。

ウ 甲は、乙に対し、本件契約の一部解除により乙が被った損害を合理的な範囲内で賠償し、負担方法等について乙と協議する。この場合において、乙は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求する。

(2) 解除時に、一部解除の対象となった整備対象設備の一部が、業務水準どおりの性能を維持していない場合

ア 甲は、解除の対象となった整備対象設備のうち、業務水準どおりの性能を維持できている整備対象設備については、乙に対し、解除時における設計・施工等のサービス対価を第 63 条に規定する支払方法に従って支払う。

イ 解除の対象となった整備対象設備のうち、業務水準どおりの性能が維持されていない整備対象設備については、前項第 2 号イを準用する。

ウ 甲は、一部解除の対象となった整備対象設備に関する未履行部分の維持管理のサービス対価の乙に対する支払いを免れる。

エ 甲は、乙に対し、本件契約の一部解除により乙が被った損害を合理的な範囲内において賠償し、負担方法等について乙と協議する。この場合において、乙は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求する。

オ 甲は、解除対象とならない整備対象設備の設計・施工等のサービス対価については、乙に対し、第 8 章に規定する当初の支払方法に従って支払う。

5 すべての整備対象設備が供用開始前に第 1 項又は第 2 項の規定に基づき本件契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、速やかに事業実施場所をすべて工事着工前の原状に復した上、甲に返還するものとし、甲は、乙に対し、当該解除により乙が被った損害を合理的な範囲内において賠償し、負担方法等について乙と協議する。この場合において、乙は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求する。

6 すべての整備対象設備が供用開始前に第 1 項又は第 2 項の規定に基づき本件契約が解除された場合に、甲が乙に対し事業実施場所の本件契約解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、乙は、事業実施場所を解除時における現状のまま、甲に返還する。この場合において、甲は、乙に対し、整備対象設備の出来高に応じた設計・施工等のサービス対価を契約解除前の支払スケジュールどおりに支払う。

7 第 1 項又は第 2 項に基づき本件契約が全部解除された場合において、乙が甲に対して差し入れた契約保証金又はこれに代わる担保が返還されていないときは、契約終了後、乙が甲に申し出たときは、甲は乙に対し、速やかに契約保証金又はこれに代わる担保を返還する。

(学校の再編整備等に伴う一部解除)

第71条 甲は、学校の再編整備に伴い、整備対象設備工事が不要となる整備対象設備がある場合（第57条第1項に基づき他の事業実施場所に移設され整備対象設備工事が行われる場合を除く）、甲は、当該整備対象設備に関する契約を一部解除できるものとする。

2 前項に基づき本件契約が一部解除された場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一部解除が供用開始予定日の6箇月前までになされ、又は、一部解除の対象となった整備対象設備についての設計、施工及び維持管理等が未着手であった場合は、甲は、解除の対象となった整備対象設備の設計、施工及び維持管理等のサービス対価について支払いをすべて免れるものとする。

(2) 一部解除が供用開始予定日の6箇月前を経過してからなされ、かつ、一部解除の対象となった整備対象設備についての設計、施工、及び維持管理等が既に一部履行されていた場合は、甲は乙に対し、一部解除の対象となった整備対象設備に関する既履行部分についての出来高に相当する設計、施工及び維持管理等のサービス対価を、第63条に規定する支払方法に従って支払う。甲は、一部解除の対象となった整備対象設備に関する未履行部分の設計・施工、維持管理のサービス対価の乙に対する支払いを免れる。

(3) 前項に基づき本件契約が一部解除された場合、甲は、乙に対し、当該一部解除により乙が被った損害を合理的な範囲内において賠償し、負担方法等について乙と協議する。この場合において、乙は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求する。

3 整備対象設備の供用開始後に、第59条第1項に基づき、整備対象設備が別の学校の対象室又は事業実施場所における他の対象室に移設されない場合には、甲は、当該移設されない整備対象設備に関する契約を一部解除できる。

4 前項に基づき本件契約が一部解除された場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 甲は、解除の対象となった整備対象設備の設計・施工等のサービス対価について、乙に対し、第63条に規定する支払方法に従って支払うものとする。ただし、解除の対象となった整備対象設備のうち、業務水準どおりの性能を維持していない整備対象設備がある場合、当該整備対象設備については、第70条第3項第2号イを準用する。甲は、一部解除の対象となった整備対象設備に関する未履行部分の維持管理のサービス対価の乙に対する支払いを

免れる。

- (2) 甲は、乙に対し、本件契約の一部解除により乙が被った損害を合理的な範囲内において賠償し、負担方法等については乙と協議する。この場合において、乙は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求する。

(任意解除権の留保)

第72条 甲は、理由の如何を問わず、180 日以上前に乙に対して通知した上で、本件契約を解除することができる。ただし、既にすべての整備対象設備が供用開始済みであるときは、解除することができず、甲は、乙に対し、第 63 条の規定に基づく設計・施工等のサービス対価と第 64 条の規定に基づく維持管理のサービス対価のうち履行済みの維持管理のサービス対価を解除前の支払スケジュールどおりに支払う。

- 2 すべての整備対象設備が供用開始前に、前項の規定に基づき本件契約を解除した場合は、乙は、速やかに事業実施場所をすべて工事着工前の原状に復した上、甲に返還する。また、甲は、乙に対し、当該解除により乙が被った損害を合理的な範囲内において賠償し、負担方法等については乙と協議する。この場合において、乙は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
- 3 すべての整備対象設備が供用開始前に、第 1 項の規定に基づき本件契約が解除された場合に、甲が乙に対して、事業実施場所の解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、乙は、事業実施場所を解除時における現状のまま、甲に返還する。この場合において、甲は、乙に対し、当該出来高に応じた設計・施工等のサービス対価を契約解除前の支払スケジュールどおりに支払う。

(不可抗力事由に基づく解除)

第73条 甲及び乙は、不可抗力事由により相手方の本件契約上の義務の履行が遅延し、又は不可能となった場合、当該履行遅滞及び履行不能を相互に本件契約に基づく相手方の債務不履行とはみなさない。

- 2 甲は、不可抗力事由により本件契約の履行ができなくなったと認める場合には、乙と協議の上、本件契約を変更し、又は本件契約の一部又は全部を解除することができる。
- 3 前項の定めにより本件契約が解除された場合、第 68 条第 3 項第 2 号ア及びイを準用する。

- 4 すべての整備対象設備が供用開始後に第2項の規定に基づき、本件契約が全部解除された場合、甲は、未履行部分の維持管理のサービス対価の乙に対する支払いを免れる。
- 5 すべての整備対象設備が供用開始後に第2項の規定に基づき、本件契約が一部解除された場合、甲は、一部解除の対象となった整備対象設備に関する未履行部分の維持管理のサービス対価の乙に対する支払いを免れる。
- 6 すべての整備対象設備が供用開始前に、第2項の規定に基づき本件契約が解除された場合には、乙は、速やかに事業実施場所をすべて工事着工前の原状に復した上、甲に返還する。
- 7 すべての整備対象設備が供用開始前に、第2項の規定に基づき本件契約が解除された場合に、甲が乙に対して、事業実施場所の解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、乙は、事業実施場所を解除時における現状のまま、甲に返還する。この場合において、甲は、乙に対し、当該出来高に応じた設計・施工等のサービス対価を契約解除前の支払スケジュールどおりに支払う。

(本事業に関係する直接法令改正等が行われた場合等の解除)

第74条 本件契約の締結日以後に本事業に直接関係する法令が制定又は改正された場合又は乙の責めに帰すべき事由によらないで許認可等の効力が失われた場合に、本事業の継続が不可能となったときは、甲は、乙と協議の上、本件契約を解除することができる。本条に基づき本件契約が解除されたときは、前条第3項から第7項までの規定を準用する。

(整備対象設備の本件契約終了時の状態)

第75条 契約期間の満了により本件契約が終了した場合又は第45条に規定する整備対象設備の供用開始時以後契約期間の満了前に本件契約が終了した場合において、当該終了時に対応する経過年数における性能として提案した水準が保たれていない整備対象設備があるときは、乙は、当該整備対象設備を当該業務水準に補修(交換の他、既存冷媒管の新規取り替えを含む。以下本条において同じ。)して、甲に引き継がなければならない。ただし、甲が、当該整備対象設備の業務水準どおりの性能への補修に代えて、業務水準を満たす状態にするに要する相当額の支払いを認めた場合、乙はこれを支払うことにより、補修義務を免れることができ、甲は、本件契約終了時に、乙に支払うべき対価がある場合には、その対価から、業務水準を満たす状態にするのに要する相当額を控除し、その残額を当初

の支払スケジュールに従って支払う。

- 2 第 45 条に規定する整備対象設備の供用開始時以後、契約期間の満了前に本件契約が終了した場合、本件契約の終了原因が、第 70 条に基づくものであって、甲の債務不履行により整備対象設備について前項に規定する水準が保てなかったときは、乙は当該水準への補修又は前項ただし書の支払いについて、甲の債務履行との同時履行を抗弁として主張することができる。
- 5 本件契約終了後、甲が整備対象設備の引継ぎを受けた時点において、甲は、整備対象設備の検査を行い、当該検査において、本条に規定する性能水準を満たしていないことが判明した場合には、乙は、契約の終了事由の別に従い、前項までの規定のとおり、自らの義務を履行する。

第 10 章 不可抗力事由又は法令改正等による契約内容の変更等

(不可抗力事由による契約内容の変更等)

第76条 甲及び乙が、本件契約締結日以後の不可抗力事由により、本件契約に基づく自己の義務を契約どおりに履行することができなくなった場合、甲及び乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを相手方に対して通知しなければならない。

- 2 甲及び乙は、前項の通知がなされて以降、本件契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合、履行不能となった範囲で履行期日における当該義務の履行義務を免れる。
- 3 不可抗力により本件契約の一部若しくは全部が履行不能となった場合又は不可抗力事由により整備対象設備への重大な損害が発生した場合、乙は当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、最大限の努力を行う。
- 4 甲及び乙は、第 1 項の通知を相手方から受領した場合、不可抗力事由により契約どおりに履行できなくなった業務について、いずれも相手方に生じる損害が最小限となるよう、義務内容の変更及びこれに伴う追加費用につき速やかに協議を行う。

(法令改正等による契約内容の変更等)

第77条 甲及び乙が、本件契約締結日以後の本事業に直接関係する法令の改正等により、本件契約に基づく自己の義務を契約どおりに履行することができなくなった場合、甲及び乙は、その内容を詳細に記載した書面をもって直ちにこれを相手方に対して通知しなければならない。

- 2 甲及び乙は、前項の通知がなされて以降、本件契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなった場合、履行期日における当該義務が適用法令に違反する限りにおいてその履行義務を免れる。
- 3 本件契約締結日以後の税制度の変更を含む法令変更（乙の税の軽減を目的とする措置を含む。）、又は技術革新等により、本件契約に基づく乙の業務に係る費用を低減することが可能となった場合、甲は乙と協議の上、必要な範囲で事業指針の内容を変更し、対価の減額を行う。
- 4 甲及び乙は、第1項の通知を相手方から受領した場合、本事業に直接関係する法令の改正等に対応し、いずれも相手方に生じる損害が最小限となるよう、義務内容の変更及びこれに伴う追加費用額につき速やかに協議を行う。

（不可抗力事由による追加費用又は損害の負担）

第78条 不可抗力事由によって、乙に追加費用又は損害が生ずる場合、乙は、当該事実が発生した後、直ちに当該追加費用又は損害の状況を甲に通知しなければならない。損害の回復は乙の責任及び費用により行う。

（法令改正等による追加費用又は損害の負担）

第79条 本事業に直接関係する法令の改正等によって、乙に追加費用又は損害が生じる場合、乙は、当該事実が発生した後、直ちに当該追加費用又は損害の状況を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の追加費用又は損害、及び第77条第4項に基づく義務内容の変更に伴う乙の追加費用のうち合理的な範囲内の追加費用又は損害を負担し、負担方法等については乙と協議する。この場合において、乙は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求する。なお、本事業に直接関係する場合以外の法令改正等による場合の乙に発生した追加費用及び損害については、乙の負担とする。
- 3 第77条第4項の義務内容の変更及びこれに伴う追加費用につき、本事業に直接関係する法令の改正等の交付日から60日以内に甲及び乙の協議が調わない場合は、甲が当該法令改正等に対する対応方法を乙に通知し、乙はこれに従い本事業を継続する。なお、この場合の追加費用の負担については前項を準用する。

（事由の複合による追加費用又は損害の負担）

第80条 本件契約に定める契約内容の変更事由の全部又は一部が複合してなされた契約変更に起因して、甲及び乙に追加費用又は損害が発生したときのそれぞれ

の負担額については、その変更事由ごとに、変更を与えた影響度合いを算出し、これらを按分した上で、各変更事由に定める甲及び乙の負担割合を適用して、甲、乙がそれぞれ負担する追加費用及び損害の額を決定する。

第11章 その他

(関連工事との調整)

第81条 乙は、乙の施工する工事及び別途工事が施工上関連する場合には、乙は甲及び当該場所の学校の学校長を通じ、別途工事の請負者と十分調整を行い、事業を円滑に進める。

(協議等)

第82条 甲及び乙は、必要と認める場合は、本件契約に基づく一切の業務に関する事項につき、相手方に対し協議を求めることができる。

2 甲と乙が前項に基づき協議を行ったときは、乙はその協議録を作成、保管し、甲から提出を求められたときは、速やかにこれを提出する。

(公租公課の負担)

第83条 本件契約及び本件契約に基づく一切の業務の実施に関して生じる公租公課は、すべて乙の負担とする。

2 甲は、第63条及び第64条に定める対価に対する消費税及び地方消費税（各支払時点において有効な消費税率及び地方消費税率による。）を除き、関連するすべての公租公課について一切負担しない。ただし、本件契約に別途定めがある場合を除く。

(契約上の地位等の譲渡)

第84条 乙は、甲が事前に承諾した場合を除き、本件契約上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

(秘密保持)

第85条 甲及び乙は、法令に従って開示する場合を除き、本件契約上の秘密（整備対象設備に係る運転データ等を含むがこれに限らない。）を本事業の遂行にかかる資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関並びに甲及び乙の弁護士、公認会計士、ファイナンシャルアドバイザー、構成員を除く第三者に漏洩し、本件

秘密文書（互いに本事業に関して知り得た相手方の営業上及び技術上の秘密に属する一切の事項及び情報が記載された文書又は当該情報が記録された電磁的記録をいう。以下同じ。）等を滅失、毀損又は改ざんしてはならず、また、本件契約上の秘密及び本件秘密文書を本件契約の履行以外の目的に使用してはならない。

- 2 甲及び乙は、法令に従って開示する場合を除き、本件契約上の義務の履行ないしは本件契約上の権利の行使に係る事務に従事している者及び従事していた者（本件契約に基づき本事業の全部又は一部を第三者に委託する場合における当該第三者を含む）、本事業の遂行にかかる資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関並びに甲及び乙の弁護士、公認会計士、ファイナンシャルアドバイザー、構成員に、本件契約上の秘密を第三者に漏洩させ、本件秘密文書を滅失、毀損又は改ざんさせ、又は本件契約上の秘密ないしは本件秘密文書を本件契約の履行以外の目的に使用させてはならない。
- 3 乙は、本件契約に基づく本事業の全部又は一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対し、その受託業務遂行事務に従事させる者及び従事させていた者との関係で、前項において乙が甲に対し約したのと同様の義務を負わせなければならない。本事業の遂行にかかる資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関並びに甲及び乙の弁護士、公認会計士、ファイナンシャルアドバイザー、構成員に本件契約上の秘密に該当する情報を提供する場合には、当該金融機関、弁護士、公認会計士、ファイナンシャルアドバイザー、構成員についても同様とする。
- 4 乙は、本事業を行うにつき、個人情報を取り扱う場合は、漏洩、紛失又は毀損の防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を、群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例を含む関係法令の規定に従うほか、甲の指示を受けて適切に取り扱うものとする。
- 5 乙は、本事業に従事する者又は従事していた者に対して、その事務に関して知り得た個人情報について、前項の規定に従い、適切に取り扱うよう徹底させるものとする。
- 6 甲は、乙が本事業を行うにつき、取り扱っている個人情報の保護状況について、随時に調査することができる。
- 7 甲は、乙が本事業を行うにつき、個人情報の取扱いが不適切であると認められるときは、必要な勧告を行うことができる。この場合、乙は直ちに甲の勧告に従わなければならない。

（著作権等）

第86条 甲は、乙から本事業の推進に関して甲に提出される書類等について、著作

権が乙に属することを認める。

- 2 前項にかかわらず、甲は、本事業の遂行の目的で使用する場合（新たな構成員が本事業を引き継ぐ場合を含む。）は、これらの書類の内容を無償で使用又は公開できるものとする。ただし、第三者（本事業を引き継ぐ新たな構成員はこれに該当しないこととする。）にこれを使用させる場合には、乙の承諾を得なければならない。
- 3 乙は、甲から本事業の推進に関して乙に提出される書類等のうち、甲のみが作成し、著作権の対象となるものについての著作権は甲に属することを認める。
- 4 前項にかかわらず、乙は、本事業の遂行の目的で使用する場合は、前項の甲の著作権となる書類等の内容を無償で使用又は公開できるが、第三者にこれを使用させる場合には、甲の承諾を得なければならない。
- 5 甲及び乙は、本事業の推進に関して共同して作成した書類等のうち、著作権の対象となるものについて、第三者にこれを使用させ又は公開する場合には、相互に相手方の承諾を得なければならない。
- 6 甲及び乙は本件契約の効力消滅後においても前各項の規定に従う。

（特許権等）

第87条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令等に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用する場合、当該第三者から承諾を得た上でこれを使用し、その使用に関する一切の責任を負わなければならないが、当該第三者の権利に関する紛争が生じた場合には、乙において、甲が損害賠償義務等を負わされることのないよう対応する。ただし、上記使用が甲の指示による場合で、かつ、乙が当該指示の不適當なことを過失なくして知らなかったため甲に対しその旨指摘できなかつた場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の紛争により、甲が損害賠償義務等を負わされることとなった場合には、乙が自らの責任及び費用において、甲に代わりこれを履行する。

（付保すべき保険等）

第88条 乙は、乙の費用負担の下に、損害保険会社との間で、任意に保険契約を、各々の保険期間の始期までに締結し、締結後速やかに、甲に対し、当該保険証券を呈示するとともに、原本の写しであることを証する旨の作成者の文言及び押印のある当該保険証券の写しを交付する。

- 2 当該保険に基づき甲又は乙が保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は、

まず、当該保険金受領発生原因となった事由により生じた追加費用又は損害のうち、甲が負担すべき追加費用又は損害の額から控除し、その控除後も残余があるときは、当該残余額につき、乙が負担すべき追加費用又は損害の額から控除する。

(融資機関との協議)

第89条 甲は、本事業に関して乙に融資する金融機関との間において、甲が本件契約に基づき乙に対し損害賠償を請求し、又は契約を終了する際の当該金融機関への事前通知、ないしは協議に関する事項等につき協議し定めることがある。

(遅延損害金)

第90条 甲及び乙が、本件契約の各条項に基づき、相手方に対して支払うべき金員を所定の期日までに支払わないときは、未払い額につき、遅延日数に応じ、群馬県財務規則に定める割合で計算した額を、遅延損害金として相手方に支払う。

第12章 雑則

(請求、通知等の様式等)

第91条 本件契約に定める請求、通知、報告、説明、申出、届出、承諾、勧告、指導、催告、要請及び契約終了告知又は解約は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。

2 本件契約上の期間の定めは、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）が規定するところによる。

(準拠法)

第92条 本件契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第93条 本件契約に関する紛争は、前橋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとし、甲及び乙は、同裁判所の専属的管轄に服することに合意する。

(定めのない事項等)

第94条 本件契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき又は本件契約の解釈若しくは本件契約の規定事項の事実への適用に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が誠実に協議の上、これを定める。

別紙1 本事業の対象校一覧

※公募説明書の別紙 本事業の対象校一覧 各地区のものによる

別紙 2 日程表

本事業契約締結までに、提案書に基づき具体的な日程について定める。

事業契約締結の日

工事完了日

完成確認完了日

整備対象設備の供用開始日

※ 各整備対象設備の供用開始日は年 4 回とし、6 月末日、9 月末日、12 月末日及び 3 月末日とする。

※ 各学校ごとに定める。

整備対象設備の維持管理業務の開始の日 上記供用開始日

契約期間の満了の日 令和 19 年 3 月 31 日

別紙3 各種共通仕様書等

本業務を行うにあたっては、以下の基準類を適宜参考にする（特に記載のないものは国土交通省大臣官房官庁営繕部監修とする）。なお、基準類はすべて最新版が適用され、事業期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応について県及び事業者で協議を行う。

- ・ 学校環境衛生基準（文部科学省スポーツ・青少年局長通知）
- ・ 公共建築工事標準仕様書 建築工事編
- ・ 公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編
- ・ 公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 公共建築設備工事標準図 電気設備工事編
- ・ 公共建築設備工事標準図 機械設備工事編
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書 建築工事編
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書 電気設備工事編
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書 機械設備工事編
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省国土技術政策研究所、独立行政法人建築研究所監修）
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準
- ・ 建築工事監理指針
- ・ 電気設備工事監理指針
- ・ 機械設備工事監理指針
- ・ 建築保全業務共通仕様書
- ・ 営繕工事写真撮影要領
- ・ 工事写真の撮り方 建築設備編（一般社団法人 公共建築協会編）
- ・ 内線規程（一般社団法人 日本電気協会 需要設備専門部会編）
- ・ 高圧受電設備規程（一般社団法人 日本電気協会 使用設備専門部会編）
- ・ 高調波抑制対策技術指針（一般社団法人 日本電気協会 電気技術基準調査委員会編）
- ・ LP ガス設備設置基準及び取扱要領（高圧ガス保安協会）
- ・ 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針（有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会）

- 建築物の解体等に係る石綿飛散対策防止マニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課）
- 「建築物の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル（厚生労働省）
- 各種計算基準（一般社団法人 日本建築学会）

別紙 4 提出書類

1 設計業務にかかる提出書類

(1) 着手前に提出する書類^{※1}

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	業務水準チェックリスト ^{※2}	1	A4	
2	再委託承諾願	2	A4	必要時に提出
3	設計計画書	1	A4	方針及びスケジュール等を記載
4	着手届	1	A4	
5	業務工程表	1	A3	
6	設計担当者に関する書類	1	A4	資格証、経歴書等 ^{※3} を含む
7	群馬県暴力団排除条例の施行に伴う事業者からの誓約書	1	A4	下請負人

※1 県の求めに応じて、事業者と設計業務を行う企業との契約書の写しを提出することとします。

※2 必要な提出図書の不備・不足及び記載の内容が業務水準を満たしていることを確認した上で、確認事項が示された一覧表を、様式を含めて作成し提出することとします。

※3 設計担当者の資格を証する書類、経歴書及び雇用を確認できる書類を提出することとします。

(2) 設計中に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	業務報告書	1	A4	1ヶ月ごと

(3) 設計完了時に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	業務水準チェックリスト ^{※1}	1	A4	
2	業務完了届	1	A4	
3	打合せ議事録	1	A4	
4	設計図	1	A4	A3 二つ折り製本
5	設計計算書 ^{※2}	1	A4	

6	月別・年度別想定エネルギー量計算書	1	A3	対象校別と全対象校の集計
7	成果品引渡書	1	A4	

※1 必要な提出図書の不備・不足及び記載の内容が業務水準を満たしていることを確認した上で、確認事項が示された一覧表を、様式を含めて作成し提出することとします。

※2 校舎等への荷重が変わる場合は、構造計算書で確認を行った旨を報告書として提出することとします。

2 施工業務に係る提出書類

(1) 着手前に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	業務水準チェックリスト※1	1	A4	
2	工事着手届	1	A4	
3	施工担当者に関する書類	1	A4	
4	予定工程表	1	A3	
5	電気保安技術者届※3	1	A4	
6	施工計画書	2	A4	対象校ごと(工事概要、工程表、現場組織表(品質管理体制)、安全管理計画(安全管理体制)、使用機材一覧表、施工方法、施工管理計画、仮設計画図、交通管理計画、環境対策、建設廃棄物処分計画書、建設発生土処分計画書を綴じ込む)
7	群馬県暴力団排除条例の施行に伴う事業者からの誓約書	1	A4	下請負人
8	緊急連絡体制表	1	A4	

※1 必要な提出図書の不備・不足及び記載の内容が業務水準を満たしていることを確認した上で、確認事項が示された一覧表を、様式を含めて作成し提出することとします。

※2 資格を証する書類、経歴書及び雇用を確認できる書類を提出することとします。

※3 資格を証する書類及び経歴書を提出することとします。

(2) 工事中間に提出する書類

No.	品 目	部数	様式	備考
1	業務水準チェックリスト※ 1	1	A4	
2	実施工程表	1	A4	月間・週間・進捗状況報告等

※1 必要な提出図書の不備・不足及び記載の内容が業務水準を満たしていることを確認した上で、確認事項が示された一覧表を、様式を含めて作成し提出することとします。

(3) 工事完成時に提出する書類

No.	品 目	部数	様式	備考
1	業務水準チェックリスト※ ¹	1	A4	
2	工事用電気・水道使用量計算書	1	A4	各対象校と協議とする

※1 必要な提出図書の不備・不足及び記載の内容が業務水準を満たしていることを確認した上で、確認事項が示された一覧表を、様式を含めて作成し提出することとします。

3 工事監理業務に係る提出書類

(1) 着手前に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	業務水準チェックリスト ※ ¹	1	A4	
2	業務計画書	1	A4	
3	工事監理者届	1	A4	経歴書等※ ² を含む
4	工事監理着手届	1	A4	
5	工程表	1	A4	
6	官公庁薯への届出書類	1	A4	

※1 必要な提出図書の不備・不足及び記載の内容が業務水準を満たしていることを確認した上で、確認事項が示された一覧表を、様式を含めて作成し提出することとします。

※2 資格を証する書類、経歴書及び雇用を確認できる書類の提出することとします。

(2) 業務中に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	工程表	1	A4	
2	業務報告書	1	A4	1ヶ月ごと
3	質疑・協議応答書	1	A4	
4	指示・連絡事項	1	A4	
5	納入仕様書	1	A4	

(3) 完了時に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	業務水準チェックリスト※1	1	A4	
2	完成確認依頼書	1	A4	
3	完成検査報告書	1	A4	
4	打合せ議事録	1	A4	
7	関係官庁届出書	1	A4	写し
8	工事写真	1	CD-ROM	施行写真、完成写真
9	完成図書	2	A4	
	完成図	1	任意	
	機器別完成図			
	機器性能試験報告書			
	測定試験報告書			絶縁耐力試験報告書、絶縁抵抗(高・低圧)測定報告書、ガス工事漏洩検査報告書
	総合試運転報告書			
	機器取扱説明書			
	産業廃棄物管理表(E票)			
緊急連絡先一覧				
10	業務完了届	1	A4	

※1 必要な提出図書の不備・不足及び記載の内容が業務水準を満たしていることを確認した上で、確認事項が示された一覧表を、様式を含めて作成し提出すること

ととします。

別紙 5 維持管理業務の内容

乙は、維持管理業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等、維持管理における業務に係る業務水準を遵守し、本件契約に基づいて業務の円滑な遂行を図るものとする。

維持管理業務の内容は、本件契約の締結後、要求水準書をもとに、事業者提案書類で提案された内容を含めて、維持管理業務計画書等に規定する。

乙は、維持管理業務の一環である整備対象設備及び点検対象設備の法定点検に際しては、フロン排出抑制法に基づく冷媒フロン類取扱技術者等の法令で定める定期点検に必要な知見を有する者による定期点検（3年に1回）を実施し、その結果を記録し、甲及び学校に報告する。この際、冷媒の漏洩等が認められる場合は、甲及び学校に報告し、速やかに対策を講じる。

別紙 6 年度業務計画書

本件契約の締結後、乙の提案に基づき、甲と乙で協議した上で、甲が決定する。

別紙7 半期報告書

本件契約の締結後、乙の提案に基づき、甲と乙で協議した上で、甲が決定する。

別紙 8 年度業務報告書

本件契約の締結後、乙の提案に基づき、甲と乙で協議した上で、甲が決定する。

別紙9 支払金額等

1 契約期間全体の支払金額及びその内訳

契約金額（対価の総額） 金【 】円

ただし、設計変更、金利変動、物価変動及び法令の変更による設計・施工等のサービス対価及び維持管理のサービス対価の増減額等により、契約金額、内訳及び各期の支払金額は、甲乙協議の上、変更することがある。

(内訳)

設計・施工等のサービス対価 【 】円（税抜）

設計・施工等のサービス対価 【 】円（税込）

維持管理のサービス対価 【 】円（税抜）

維持管理のサービス対価 【 】円（税込）

2 支払金額並びにその内訳

(1) 各期の支払総額

支払対象期	各期の支払総額		
	合計額	うち税抜価格	うち消費税 及び地方消費税
令和5年度 下期	円	円	円
令和6年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和7年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和8年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和9年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和10年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和11年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和12年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和13年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和14年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和15年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和16年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和17年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和18年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円

別紙 10 サービス対価の支払方法

1 サービス対価の構成

甲が乙に対して支払うサービス対価は、以下に示す設計・施工等のサービス対価と、維持管理のサービス対価により構成される。

設計・施工等のサービス対価は、設計業務、施工業務、工事監理業務に係る費用の計。

維持管理のサービス対価は、維持管理業務に係る費用に加えて法人税など法人の利益に対して掛かる税金等を含む。

項目	内訳	内容
設計・施工等のサービス対価 (設備整備費相当額)	サービス対価 A	<ul style="list-style-type: none">・設計に係る費用・施工に係る費用・工事監理に係る費用・所有権移転に係る費用・その他設備整備に関して必要な費用 等
維持管理のサービス対価 (維持管理費相当額)	サービス対価 B	<ul style="list-style-type: none">・維持管理に係る費用・その他維持管理を行うために必要となる費用 等

2 サービス対価の支払い方法

設計・施工等のサービス対価は、事業期間にわたり分割して支払う「サービス対価 A」と、維持管理のサービス対価は「サービス対価 B」で構成される。

各サービス対価については、下記規定により算出の上、支払う。

(1) サービス対価 A (設計・施工等のサービス対価)

設計・施工等のサービス対価は、整備対象設備 (対象校毎) の供用開始を受けてから、維持管理期間にわたり、事業年度の半期毎・年 2 回の均等払いにて分割して支払う。

供用開始日は、施工期間の令和 5 年度から令和 6 年度までの各事業年度の上期分として 9 月末日、下期分として 3 月末日とし、各供用開始日において供用開始を受けた整備対象設備 (対象校毎) に係る費用について、それぞれ維持管理期間終了まで半期毎の均等払いで支払う。

支払いについては、各事業年度の半期の業務終了後、甲は乙から請求を受けた日から 30 日以内に支払う。

供用開始日	初回支払時期※	維持管理期間終了	支払回数
令和 5 年 1 2 月末	令和 6 年 5 月頃	令和 1 9 年 3 月 3 1 日	27 回
令和 6 年 3 月末	令和 6 年 1 1 月頃	令和 1 9 年 3 月 3 1 日	26 回
令和 6 年 6 月末	令和 6 年 1 1 月頃	令和 1 9 年 3 月 3 1 日	26 回
令和 6 年 9 月末	令和 7 年 5 月頃	令和 1 9 年 3 月 3 1 日	25 回
令和 6 年 1 2 月末	令和 7 年 5 月頃	令和 1 9 年 3 月 3 1 日	25 回
令和 7 年 3 月末	令和 7 年 1 1 月頃	令和 1 9 年 3 月 3 1 日	24 回

※各事業年度の半期の業務終了後、甲が乙から請求を受けた日から 30 日以内

(2) サービス対価 B (維持管理のサービス対価)

維持管理のサービス対価は、整備対象設備の供用開始日以降、維持管理期間中に行われた維持管理業務等に係る費用として、半期毎・年 2 回支払う。

支払については、上期分として当該年度の 4 月から 9 月までと、下期分として当該年度の 10 月から 3 月までの各 6 か月分を、各半期業務終了後、甲による検査の後、甲は乙から請求を受けた日から 30 日以内に支払う。

別紙 11 設計・施工等のサービス対価の改定方法

1 対象校の再編整備に伴う改定

(1) 対象となるサービス対価

サービス対価 A

(2) 改定方法

対象校の再編整備に伴い、対象校が本事業の対象から除外される場合は、サービス対価 A の金額の改定を行う。

提案金額の学校別・費目別内訳が示された様式集の様式 4-3 に基づき、本事業の対象から除外される学校に係る施工業務費、工事監理業務費、その他経費分を、サービス対価 A から減額できるものとする。なお、設計業務が完了していない学校については、当該学校に係る設計業務費も減額できるものとする。

本事業の対象から除外される学校は、予定された供用開始日の 6 か月前までに甲から乙に通知する。ただし、令和 5 年度の 3 月末の供用開始分については、予定された供用開始日の 4 か月前までに甲から乙に通知する。

2 対象室数の変更に伴う改定

(1) 対象となるサービス対価

サービス対価 A

(2) 改定方法

提案時点で予定されていた対象室数が増減する場合、サービス対価 A の改定を行う。

改定後のサービス対価の額は提案金額の学校別・費目別内訳として示された様式集の様式 4-3 を参考として、甲と乙で協議する。

3 物価変動に基づく改定

(1) 対象となるサービス対価

サービス対価 A

(2) 改定方法

① 改定の時期

物価変動に伴うサービス対価 A の改定は、施工期間中（着工時から各供用開始日の 2 か月前までの期間）に請求することができる。

② 対象となる費用

設計業務費、工事監理業務費を除いた、施工業務費及び共通費など工事施工に必要となる経費とする。

③ 改定方法

施工期間中の物価変動に伴う改定は、群馬県「建設工事請負契約書」第 25 条及び運用マニュアルに基づき行うものとする。

4 消費税法変更に基づく改定

設計・施工等のサービス対価に対する消費税法が変更された場合、新たな消費税法による消費税率に基づいて算出する。

5 その他

改定後のサービス対価の円未満の部分は切り捨てる。

別紙 12 維持管理のサービス対価の改定方法

維持管理のサービス対価の改定方法は、原則として、以下のとおりとする。

1 対象校の再編整備等に伴う改定

対象校の再編整備等に伴い、対象校が本事業の対象から除外される場合は、サービス対価 C の金額の改定を行う。

提案金額の学校別・費目別内訳が示された様式集の様式 4-3 に基づき、本事業の対象から除外される学校に係る維持管理業務費分を、サービス対価 C から減額できるものとする。

2 物価変動に基づく改定

(1) 維持管理のサービス対価の改定

前年の下表に示す指標と、前回改定時（初回の改定時は、令和 5 年とする）のそれとを比較し、3% 以上の変動が認められる場合に、当該年度の維持管理のサービス対価を、以下の算式に基づいて改定する。

使用する指標	価格改定の算式
「消費税を除く企業向けサービス価格指数」－建物サービス－（物価指数統計月報・日本銀行調査統計局）	改定後の維持管理のサービス対価＝前年の維持管理のサービス対価×（前年の 1 月～12 月の指標の年平均値/前回改正年の 1 月～12 月の指標の年平均値） ただし （前年の 1 月～12 月の指標の年平均値/前回改正時の 1 月～12 月の指標の年平均値）－1 ≥ 3.0

3 消費税法変更に基づく改定

維持管理のサービス対価に対する消費税法が変更された場合、新たな消費税法による消費税率に基づいて算出する。

4 その他

改定後のサービス対価の円未満の部分は切り捨てる。